

第10回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議録

1．日 時

平成16年4月21日（水）13時55分～17時20分

2．場 所

秋田キャッスルホテル 放光の間

3．会議の次第

(1) 開 会

(2) 議 事

議案第16号 市町村建設計画に関する件

議案第56号 公共的団体等の取扱いに関する件

議案第57号 学校教育事業の取扱いに関する件

議案第58号 社会教育事業の取扱いに関する件

議案第59号 文化・体育振興事業の取扱いに関する件

議案第60号 その他事業の取扱いに関する件

(3) その他

(1) 地域審議会の設置に関する中間報告

(2) その他

4．出席者氏名

(1) 出席委員（29人）

会 長 佐竹 敬久

副 会 長 大山 博美、伊藤 憲一

委 員 相場 道也、松葉谷温子、名古屋 昇、佐々木勝男、佐々木敏雄、
辻永 武美、佐々木晃二、安井 貞三、藤原 貢、進藤 芳明、
工藤 四郎、伊藤 満、相原 政志、三浦 芳博、藤田 茂、
小野寺一志、竹下 博英、牧野 正則、三浦 貞一、池村 好道、
稲場みち子、佐藤 裕之、小野寺平紀、佐藤 勇一、片桐登司夫、
地主 重子

(2) 事務局

事 務 局 長 高橋 健一

事務局次長 豊嶋 司
事務局参事 高橋 善健、伊東 孝平、岡田 裕一、佐々木秀則、丸山 春男
事務局員 新出 康史、柳田 義人、西田 幹、名古屋 晃、藤原 正人
専門部会長 内山 真次、藤本 六男、大山 幹弥、平山 武志、熊谷 佑一、
高野悠紀雄、佐藤 英實、赤川 久雄、佐川 弘道、田中 政博、
木内 鑛生、三浦 廣咲、佐々木 均、渡辺 正樹、斎藤 秋郎、
工藤 松雄、藤枝 禮助、伊藤 高
関係職員 飯塚 明、山上 鐵雄、本間 憲禪

5. 欠席者氏名

1 欠席委員（0名）

6. 会議録

高橋事務局参事 大変お待たせいたしました。

ご案内の時刻少し前でございますけれども、皆様お集まりでございますので、ただいまから第10回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を開会いたします。

私は本日の司会を務めます協議会事務局の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、新たに就任された協議会委員をご紹介します。

前回、4月12日の第9回合併協議会でもご報告いたしておりましたが、秋田県の平成16年度定期人事異動に伴いまして、三浦貞一氏が協議会委員に就任しております。秋田県秋田地域振興局長の三浦貞一氏、どうぞご起立願います。

三浦貞一委員 ただいまご紹介いただきました秋田地域振興局長の三浦でございます。

本協議会の進捗状況でございますが、80%以上というふうに聞いておりまして、あともう一踏ん張りの状態かなと思っております。合併まで順調に進みますように、微力ではございますがお手伝いさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

高橋事務局参事 また、本日の協議会では、教育分野の事業について協議を予定していることから、1市2町の教育長が出席しておりますので、私からご紹介いたします。

秋田市の飯塚教育長です。河辺町の山上教育長です。雄和町の本間教育長です。

なお、池村委員は、他の会議に出席されていることから、本会議に遅れて出席されるとの報告を受けております。

このほか、本日は各専門部会での調整事項を集約した案件についての協議も予定しており、全ての専門部会から部会長等が出席しております。専門部会長等の出席者紹介につきましては、出席者名簿の配布により省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議に先立ちまして、本日の資料を確認いたしたいと存じます。

次第がございまして、資料1は第10回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件の冊子でございます。参考資料1がその下にございます。財政計画の参考資料でございます。次の参考資料2は、市町村建設計画掲載事業の集計表の一枚物でございます。資料の2は公共的団体等の取扱いについての関係資料でございます。資料3は学校教育事業の取扱いについての関係資料でございます。資料4は社会教育事業の取扱いについての資料でございます。資料5は文化・体育振興事業の取扱いについての資料でございます。資料6は、その他事業の取扱いについての関係資料でございます。資料7は地域審議会の設置に関する中間報告の資料でございます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行は、規約に基づき、会長である佐竹秋田市長にお願いしたいと存じます。

佐竹議長 それでは、ただいまから会議を進めさせていただきますが、もう早いもので今日は10回目でございます。大分気候も良くなってまいりました。お花見真っ盛りということでございますが、ひとつ今日もよろしくご協力をいただきたいと思います。

それでは、これより第10回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の会議を開きます。

議事に入ります前に、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規程の第6条に基づきまして、今日の会議における会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は、河辺町議会議員の小野寺一志委員、雄和町の片桐登司夫委員、秋田市収入役の佐々木敏雄委員にお願いをいたします。

それでは、次第の2の議事に入ります。

本日の議案は6件であります。

まず、継続審議となっております議案第16号、市町村建設計画に関する件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 資料1、第10回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件集の1ページをご覧ください。

議案第16号、市町村建設計画に関する件でございます。

この案件は、去る平成15年12月24日、第6回協議会で建設計画素案を確定いただき、その後、住民説明会等を開催し、素案に対する意見聴取を行ってまいりました。さらにこの間、秋田県とも事前協議を行っていたものでございます。本日は、その素案の完成品としてお諮りするものでございます。

今後は最終調整の上、次回の5月17日の第11回協議会で原案としてご決定をいただきまして、知事へ正式協議をいたします。秋田県においては、合併支援本部の開催をもとに、知事からの回答がなされるものでございます。そして6月2日の第12回協議会で最終決定するという運びになるものでございます。

説明は事務局豊嶋次長が行います。よろしくお願いたします。

豊嶋事務局次長 事務局の豊嶋でございます。

それでは、資料1により説明させていただきます。

資料1の3ページをお開き願います。

別紙といたしまして「緑あふれる新県都プラン(素案)」を添付してございます。

ただいま局長から説明がありましたけれども、この素案は昨年の12月の第6回協議会でご決定いただいたものでございますが、その後、各議会を初め住民説明会等、あるいは県との内々協議においていただいたご意見を踏まえながら、必要に応じて修正を加え、今回、再度お示ししたものでございます。

それでは、プランの主な修正箇所についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

第1章、合併の必要性と効果であります。次の2ページをお開き願います。本文の上から8行目・9行目のアンダーラインおよび見え消しの部分であります。修正はこのように見え消しをしてアンダーラインで新しくする。このような形で行っております。

素案では、こここのところは「少子・高齢化や生産年齢人口の減少が進むことから、持続的な経済成長や税収の増は望めない」という、断定的な表記になっておりましたが、これを表現をやわらげまして「生産年齢人口の減少が進むことなどが影響し、中・長期的に経済成長や税収の伸びが鈍化又は低下することが懸念される」というふうにしてございます。

次に、少し飛びまして11ページでございます。

第4章、人口フレームでございます。中ほどに表5が載っております。この右側のところ、年平均伸び率の下4段であります。ここにつきましては、事務局の積算ミスでございます。正確な数字に置き換えたところでございます。訂正してお詫びいたします。

次の12ページでございます。

表の6、同じように年平均伸び率、これについても積算ミスがございまして、正確な数値に修正させていただくものでございます。

次に13ページ、第5章、まちづくりの基本方針でございます。

15ページをお開き願います。3として、地域別振興計画の方針のところの表の中でございます。素案では表の下の「 」、注釈にありますように、人口・世帯数を平成14年10月1日現在の数値にしてございましたが、これを平成15年10月1日に改めたものでございます。

次に16ページでございます。中ほど、(2)東部地域のところでありますが、上から7行目のところに拠点センターについて記載してございます。秋田駅東口に今年7月オープン予定の拠点センターがありますが、拠点センターの正式名称が決まったことから、「仮称」を取りまして「秋田拠点センターアルヴェ」というふうな正式名称に改めたものでございます。

次に22ページでございます。第2、施策展開のところではありますが、後段、(2)交通体

系の整備のところであります。本文に3行ほど追記してございます。25ページをお開き願います。25ページですが、主要事業の一覧表が載ってございます。上から2つ目、(2)交通体系の整備、4つの事業が載っておりますが、一番最後の総合交通体系調査事業については県・市の合同事業でございます。この事業については県との協議の中で、本文22ページへの掲載の要請があったことからその内容を盛り込んだものでございます。22ページに戻っていただきます。アンダーラインのところを読み上げます。「また、総合交通体系調査を推進することにより、計画済みの都市計画街路のうち長期未着手の路線について、道路ネットワーク全体の中で必要に応じた見直しにつとめるなど、利便性の高い交通体系の確立をはかります」という内容でございます。

続きまして24ページでございます。下段、(10)高度情報化への対応でございますが、これにつきましては上から4行目、本文の4行目の後段、見え消しになっている「全県的視野に立った」という表現がわかりにくいということであり、具体的な表記に改めてございます。読み上げますと、「県内他自治体と共通する各種情報システムの導入や運用に関する調査・研究を共同で行うなど、広域的な連携をはかりつつ」というふうに改めてございます。

次に26ページでございます。主要事業の表の中ほどでございます。主要地方道の整備ということで3路線および1つ飛んで国道341号の整備、都市計画道路和田駅前線の整備、この5つの事業を削除してございます。これについては、全て県の事業であります。県との内々協議の際に県から建設計画に盛り込む事業を合併支援道路に限定してほしいという指摘があり削除したものでございます。ちなみに、既に市町村建設計画を策定済みの美郷町、あるいは大仙市においても同じ方針だということに伺っております。

なお、県では、ここで削除したこの5つの事業については、いずれもその必要性を十分に認識しており、計画どおり粛々とその事業を進めていきたいということでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、28ページでございます。中ほど、貿易の振興のところでございます。ここは3行ほど追記してございますが、貿易の振興の重要性からして少しその書き込みが足りないのではないかという指摘がございまして、ここを追記しているものでございます。「貿易の振興については、市内外の企業に対するポートセールスや国内外での販路拡大を行うとともに、貿易関連団体との連携をはかりながら、市内企業の海外取引を支援します。」というふうに追加したところでございます。

それから、1行飛びまして、その次であります。見え消しのところ、高次集積都市の実現に向けた複合一貫輸送やモーダルシフト云々、この表記が少しわかりにくいということでありまして、これをわかりやすい表記に改めたところでございます。「隣県の貨物をも取り込むことによって、北東北の物流拠点をめざします。」というふうに改めております。

次に30ページでございます。(7)事業名です。農林水産業の振興と市場流通システムの

整備であります。ここは5行追記してございます。ここは、農林水産業は両町の基幹産業であるということ踏まえ追加したものでございます。読み上げますと、「新市においては、合併に伴い、農地・森林などの農林水産資源が増大し、都市近郊と中山間地農林業の混在する形態となることから、「(仮称)秋田市農林水産業振興戦略会議」を設置し、新市の特徴を踏まえた新たな発展の可能性を調査・検討するとともに、新「秋田市農林業・農村振興基本計画」を策定し、農林水産業の着実な振興につとめます。」という内容でございます。

それから少し飛んで、森林、林業についての記述も追加したところであります。「循環利用の森林づくり」「暮らしを守る森林づくり」「市民との共生の森林づくり」を基本に」という文言を追加してございます。

次に、38ページでございます。38ページの施策の方針の(1)市民活動の促進と市民協働の推進と、表題に「市民協働の推進」という文言を追記して、市民協働ということ前面に打ち出してあります。

また、この本文の最後のところ、「さらに」以下のところに3行ほど追加してございます。「さらに、政策形成過程や公共サービス提供などさまざまな場面において、市民との情報共有を前提とする対等なパートナーシップのもと、市民協働を積極的に推進します。」というふうに1文を加えたところであります。

続きまして39ページであります。(6)行政改革の推進と行政能力の強化であります。後段、下から6行目、「さらに」以下であります。この記述は庁舎および各支所との総合的な整備の記述であります。ここを合併との関連を強調するという観点から、このように追加したところであります。「市町合併に伴い市域が大幅に拡大するとともに、地域の多様性が増すことから、市民協働という時代の流れも踏まえつつ」云々と追加したところであります。

次に、参考資料の2をご覧くださいと思います。参考資料の2、一枚物で市町村建設計画掲載事業集計表でございます。これは事業費総額が957億7,600万円というふうになってございますが、前回、12月にお示した数値よりも約2億円ほど増えてございます。事業費の増えたものを申し上げますと、バス交通総合改善事業、これが3億9,000万円増、農業生産総合対策条件整備事業、これが1億円増等でございます。

それでは、次に資料の1に戻っていただきたいと思います。

最後の42ページでございます。第8章、財政計画でございます。財政計画につきましても12月の第6回協議会でお示したところでありますが、その後、平成16年度の地方財政計画や1市2町の16年度当初予算が確定したことを踏まえ、再度調整いたしまして作成したものでございます。この結果、11年間の計画期間の合計は、歳入歳出1兆3,260億2,800万円となり、これは前回数値と比較しますと44億6,400万円増えてございます。

詳しい内容につきましては参考資料1をご覧くださいと思います。参考資料1、秋

田市・河辺町・雄和町新市建設計画（素案）財政計画参考資料でございます。

前回お示しした計画と変更になったところを中心に説明いたします。

まず、1ページをお開き願います。科目別見通しの考え方一覧でございますが、ここに記載の内容が、この計画全般にわたる数値算定の基本的な考え方となっているものでございます。上半分が歳入、それから下半分が歳出になってございます。主なものを説明いたしますと、まず、歳入であります。一番上に地方税が載っております。、地方税の説明欄にありますように、「改革と展望～2003年度改定」というふうにあります。前回はこちらが「改革と展望～2002年度改定」でありました。それに基づいて積算したわけですが、今回はこの2003年度改定に基づいて増減率を置き換えるとともに、試算の年度を15年度から16年度にスライド更新したところであります。

歳入の下から3つ目であります。繰越金でございますが、前は平成10年度から14年度までの最終予算額の平均値を勘案して見込んでおりましたが、今回は繰越金の説明欄にありますように、平成13年度から15年度までの実質収支の平均値を勘案して見込んでございます。

次に、下の歳出であります。一番上の人件費であります。平成15年度人事院勧告の実施による現行制度での見込みとしてございます。

1つ飛んで公債費であります。現在の利率が上昇傾向にあることを勘案いたしまして、借入利率を1%から2%に変更しております。

その下の物件費につきましては、収支の均衡を図るため、委託料等の節減を前提とした調整を行っております。

このほか年度間や総体の収支バランスを図るため、財政調整基金および減債基金の繰り入れ、あるいは積立てを行い調整をしております。

次に2ページでございます。財政計画構成表（普通会計）でございます。

1ページの考え方をもとに17年度から27年度の計画累計でございますけれども、まず、表頭の一番左側ですが、合併を前提としない財政計画をA・B・C、それぞれ1市2町で記載してございます。

真ん中の欄のD欄であります。合併影響分を記載してございます。その主なものについて説明いたしますと、まず、歳入であります。上から3つ目、地方交付税120億900万円あります。これは借入利率を1%から2%に変更したことから、合併特例債の償還に係る交付税措置が増加することおよび平成16年度の交付税の落ち込み等を勘案した結果、前回と比較しますと約6億8,000万円の増となっております。

次に3つ飛びまして、国庫支出金58億5,200万円あります。これは県から移譲されることになる河辺町の食肉衛生検査場でのBSE（牛海綿状脳症）全頭検査の実施に伴うものなどによりまして、前回より4億円ほど増えております。

次に、歳出の方でありますけれども、一番上の人件費55億1,900万円の減となっております。

ます。これは市議会議員の定数が最終的に46人に決定したことから、前回よりも3億円ほど増えてございます。

2つ飛びまして、物件費91億800万円であります。これは先ほど説明したBSE全頭検査の関係経費等により、前回より7億円ほど増えております。

以上の増減を含めまして、歳入歳出差引を算出いたしますと、合併影響分の欄の一番下のところですが、32億6,700万円となるものでございまして、前回との比較では約10億円の減となっております。

なお、ただいま説明した事項を合算いたしますと、表頭の一番右側のところに財政計画のトータルが載っております。1兆3,260億2,800万円となりますが、これが先ほど説明した資料1の42ページ、第8章の財政計画の数値と一致するものでございます。先ほども申しましたが、前回の数値よりも44億6,400万円ほど増加しております。その主な要因は、1点は中小企業対策としての貸付金が増えたこと。もう1点は市債の借入利率の変更等により公債費が増加したことなどによるものでございます。

次に、3ページ・4ページ、見開きのところでありますが、財政計画総括表、これは計画期間における財政計画を年次別に示したものでございます。

次に、6ページをお開き願います。財政支援措置一覧でございまして、これも前回と比較しまして4億6,000万円ほど増えてございます。

最後に7ページ、8ページ、見開きのところでございまして、主要財政指標でございまして、4つ載せてございます。

まず(1)の経常収支比率の推移であります。平成16年度の一般財源が前回より少なくなっていることから、全体として1ポイント弱の上昇を示しております。秋田市の行政改革大綱では、この経常収支比率について85%以下に抑えるということを財政健全化の目標に掲げてございます。ご覧のように平成19年度だけ85.5%と、残念ながらその目標をオーバーしておりますが、この年だけ退職者が極端に多いという一時的なものでありまして、この平成19年度を除きますと全ての年度で目標はクリアしているところでございます。

次に(2)起債制限比率の推移であります。借入利率を1%から2%に変更したことにより、前回よりも若干上昇してございます。これも行革大綱の目標値である15%以下を期間においてすべてクリアしております。

次に(3)公債費比率の推移であります。これも借入利率の変更により、前回より若干悪化してございますが、財政の健全化を損なう数値までには至ってございません。

最後に(4)地方債依存度の推移であります。臨時財政対策債が全期間を通じて前回よりも減少したことから、数値は改善されてございます。

以上の財政指標を見る限りにおいて、合併後も財政的にはセーフティゾーンの中にある。言い換えますと、財政の健全性は確保されているものと考えてございます。

以上で私の説明は終わります。

佐竹議長 それでは、この件につきまして、ご質問をお受けいたします。ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

佐藤勇一委員 39ページの(6)という項目の中で、行政改革の推進と行政能力の強化、この文面がありますが、その中で市町村合併に伴って区域が大幅に拡大するというようなことからして、そうした行政サービスの提供とかそういうことに特に力を入れて運営していくというような方針であります。そのことについては賛成でございますけれども、それに関連して第7章にもあります公共的施設の統合整備、そこで、今、私たちの河辺町役場が、雄和町もそうだと思いますけれども、仮称・河辺市民センターという名称のもとで新しく実施される計画であります。そのことについては前にも資料を提供されておりますけれども、今、私たち地域でいろいろ話を聞いてみますと、この河辺市民センターの業務機能と申しますか、その内容について非常に心配をしている面が、そういう声が多く聞かれます。ということは、端的に言いますと私たちの日常生活、あるいはまた、いろいろな事柄につきまして、河辺市民センターに行くといまで行ってきた用事がそこで全て、100%ということはなかなか容易でないと思っておりますけれども、ややその近い数字で用事がそこで全て達成できるような機能のある河辺市民センターというものを望んでおられるわけで、非常にその点について心配をしております。実は私もそうしたことについて、このあと果たして、わざわざ本庁に来なくてもいいように、全てこの河辺市民センターで用事が足りることを私も心から望んでおりますし、地域住民もそうですけれども、そういうことをおおいに心配をしておりますので、その機能、業務機能と申しますか、そういうことについての内容、その点についてお伺いしたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

佐竹議長 事務局。

内山真次総務専門部会長 総務専門部会の内山でございます。ただいまのご質問でございますけれども、12月の段階で組織、絵柄を報告したところですが、いずれこれに今後事務分掌、じゃあどこで何をやるのか、どこまでやるのかということは、正直これから詰める段階でございます。それぞれの専門部会で、その辺を全部検討はしているんですけれども、いずれにしても、じゃあそこに本当に人がいるのかからないのか、そういうことまではまだちょっと入っていませんので、今後、総務専門部会が中心になりまして、各専門部会とその辺を詰めていって、じゃあどこまでの事務分掌を残していくのかというすり合わせをしたいなと、そういうふうを考えています。ただ、基本的にはこの間も話しましたけれども、いずれ管理部門を除いては全てを、例えば町民の方々が秋田市の庁舎まで来なければならぬというようなことはしないようにやっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

佐藤勇一委員 町民があまり心配しないよう、十分機能ある市民センターということでお話を聞きまして、地域に帰ってもそのことをまた話することができると思っております。そういうようなことで、非常にこの合併について、やっぱり町民がいろいろそういうよう

なことについて大変心配しておるので、このあとまた協議する機会が専門部会にあると思いますから、そのときも十分そういう町民の声を考えて、機能のある、そういう組織を作っていただきたいと、私からも今日は公の場でございますので要望しておきます。

佐竹議長 12月のあれにも、ほとんどの部門は、窓口は、いわゆる行政組織上の法律、条例等々ですね、決済区分で、ものによっては大きなもので、決裁は本庁にならざるを得ないもの、これはルールとしてあるわけですけれども、一般的に一般住民の方が日常生活に関わることで今まで相当な数が役場にいらしたのが、それがそっくり市役所まで来なければならないということは、まず想定は我々もしないで、可能な限りやはり。ただ、場合によっては、よくあるんですね、民間の方が、役場でやるより県庁の方に来てもいいってやつ結構あるんですね。県に1回、例えば県と両方、許認可取るなんていうのは、当然県庁にも来ますし、すぐ一発で市役所のところへ来る、できるなんて、あるいはものによっては中核市になりますので、今まで県に行かなきゃならないものが市としてできるというものがかなりまた出てきますので、むしろその県に行かなくてもいいものを今度は市の段階でできると、そういうことも十分出てきます。十分今のご意見については踏まえた上で、これから具体的に進めさせていただきたいと思います。

ほかにご質問ございませんか。はい、稲場さん。

稲場みち子委員 新市建設計画、財政計画、参考資料、参考資料1のこの、本当に自分が何もわからないことを、馬鹿を曝け出すようなんですが、数字を見ても本当にわからないんですが、7ページ・8ページのこのグラフを見ますと、やっぱり国の借金が、国民1人が600万とも700万円とも言われている中で、やっぱり秋田市が赤字の財政というかサラ金状態というか、100円の予算に対して、私よくわかんないんですけど85%のあれで経常収支で、そしてやっぱりその公債費なんかを見ても17%の借金とその利子、その利子がかかっているのかなというふうなことを思って見ているのですが、これは17年度、10年間ですが、合併することでできるだけこの緑の自然豊かな河辺と雄和と合併して自然を残し、そしてより効率の良い、そして市民一人一人が豊かな秋田市に、とみんなが望んでいると思うんですが、この10年後の今度合併特例債を返すときになったときに、このグラフはどんなふうに変わっていくのかな、いつ、どのぐらいで、この市民の一人としては赤字が解消されていくのかなというふうなことをちょっと不安に思っているんですが、お聞かせいただければ有難いです。

佐竹議長 それは私がお答えします。

この赤字という概念が、どういう概念が赤字なのかということになりますと、少なくとも秋田市は赤字になったことは1回もございません。赤字というのは、いわゆる赤字地方債という、今、財源対策債、いろいろな制度が、これは難しいあれですけれども。この経常収支比率ですけれども、例えば大阪なんていうのは100を超えているわけです。大都市ほどバブルのときに非常に膨張させた、行政を膨張させて、もう一つは、ある程度小さい

団体で財源が非常に乏しいところも、これも経常収支比率が悪いと。中核市、秋田市として本来は80ぐらいでやりたいんですけども、このぐらいで維持できるのかなと。ただ、ものの考え方でですね、要するに相当な部分、公共基盤整備が合併特例債でできるということは、合併特例債は借金ですけども、それに対して交付税措置があるという、これは約束されているわけです。例えば合併しない場合は、その分はないわけですから、同じものを作るとすると、ただしこれは合併に全然関係ないものはまた別ですけどもね、かなりのものはやっぱり合併との関連で位置づけがなりますので、そういう合併に伴う、あるいはそこら辺は非常にこれ、裁量権行為でしてね、地方債の許可というのは非常にその補助金と違ってルールがきちっと決まっているわけではない。やはりその位置づけ、その活用の仕方によって、一件ずつ県が審査して、国がそれを承認するという形になるんですけども、そういう中では、少なくとも相当な部分、合併特例債でやった方が財政状況は良くなります。というのはなぜかといいますと、当然今までやるというものに100%合併特例債を上積みして使うわけではないわけです。これが知恵です。黙っていても作らなければならないものでも、例えば河辺と雄和には秋田市を結ぶ道路があるわけですね。これ、黙っていても作らなければならない場合は100%借金です。ところが合併によってその位置づけが出てきますので、これは100%借金にならないわけです。そういう意味で考えていきますと、合併特例債は上積みで100%じゃなくて、できるだけそういうその位置づけがあるところは、そういう形の解釈で活用するということによって、相当ある程度緩和されるのかなと。ただ、注意しなきゃならないのは、あるからといって無制限にこれを、あとの方の管理運営も考えないで作るということは、これは重々避けなきゃならないということで、やっぱり一つ一つまた具体的な事業を、ここにある建設計画の一つ一つの、特に大きな事業をやる際には、そういうその収支の見通しもじっくり十分踏まえた上で最終的な決断と、そういうことになろうかと思えます。

稲場みち子委員　こういうときじゃなければお聞きできないので、本当ありがとうございました。

佐竹議長　ほかにございせんか。はい、地主さん。

地主重子委員　新県都プランについての質問でございます。12月の審議のテーブルにも乗りましたけれども、40ページですけども、行政改革の推進と行政能力の強化の部分についてですけども、雄和町の役場、図書館および農村環境改善センター建築等改修事業の部分でございます。先ほどの説明にもございましたけれども、これから、また専門部会で詰めて、いろんな部分を修正、調整なさるということでしたけれども、地域の公民館というのは、また秋田市とは違った、そのコミセンとか分館とは違った位置づけ、雄和町民の顔の見える公民館ということで親しんでまいりましたし、社会教育に果たす役割も大きかったわけです。それで、是非この青写真の中に多機能の設備の完備された改修計画ということと理解して、この部分よろしいものでしょうか、お伺いしたいと思います。

佐竹議長 事務局。

高橋事務局長 多機能のというところをもう少しご説明お願いいたします。

地主重子委員 例えばですね、生の音楽、生の演劇などを、それこそ情操教育のために子どもたちに身近に接してあげたいと地域では思っておりますが、秋田市まではなかなか来れないという部分もあるんですね。そういう音響効果とか、そういうことも完備されたという意味でございます。

佐竹議長 事務局。

高橋事務局長 この計画の中では、役場そのものが、管理部門が一元化されるという中で、相当の余裕スペースが出た場合、それを今後どのような形で有効活用するかという視点までで計画を組んでございます。現時点でホールの機能と申しますか、音響設備の完備等々については、まだ検討してございませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

地主重子委員 是非要望、町民の要望を入れていただきたいと思えます。

佐竹議長 ほかに、ご質問、今度はご意見に入ってしまったので、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、この件につきましては、いずれ継続ということで、最終調整がまたあろうと思えます。

なお、今、地主さんからお話ありましたとおり、個別のその施設というのは、その時点時点でまたいろいろお聞きしながらということになるかと思えますので、ひとつこういう位置づけだということで、ひとつご了解をいただきたいと思えます。

それでは、ご意見がないようでございますので、議案第16号、市町村建設計画に関する件について、引き続き継続審議するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第16号は、引き続き継続審議といたします。

次に、議案第56号、公共的団体等の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 提出案件集の4ページでございます。

議案第56号、公共的団体等の取扱いに関する件。

公共的団体等の取扱いを次のとおり決定することについて協議を求める。

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整につとめるものとする。

1. 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整につとめる。
2. 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整につとめる。
3. 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

4. 町村であることにより加入・設立した団体は、合併時までには脱会又は廃止する。
5. 各市町の事業推進を目的に設立された団体について、新市において該当事業の実施予定がない場合には、合併時までには廃止する。
6. 国・県等との調整の必要があり、関係市町内で完結しない団体は、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努める。調整は原則として上記1から5までの例により行う。

以上でございます。

具体的に説明してまいります。資料2をご準備ください。

議案第56号関係資料、公共的団体等の取扱いについてでございます。

表紙をめくっていただきまして、公共的団体等につきましては、まず最初に、公社・第三セクターを除くものと、公社・第三セクターについての二本立てで調整してございます。よろしくお願いいいたします。

初めに、公社・第三セクターを除く一般的・公共的団体の取扱いであります。この件は合わせて77件でございます。

(16)-1ページの下の欄をご注目ください。これに注意書きがございます。これまで区分は「A」が現行どおり、「B」が統合、「C」が廃止でございますが、この公社・団体等に限りまして、「B」欄については次のような例示をしてございます。「B」は、統合又は河辺町・雄和町に類似団体なし、という整理でございます。

以上でございますが、まず初めにこの77件のうち「A」としたものの、つまり現行どおりとしたものが10件ございます。「C」としたものの、廃止が8件でございます。経過措置が13件ございます。

それでは、めくっていただきまして(16)-5ページであります。調整方針案でございます。主要なことについてご説明してまいります。

次のページをお願いいたします。

5番目が自主防災組織連絡協議会でございます。秋田市と雄和町にございます。調整方針にありますとおり、合併時に秋田市の組織に統合する。雄和町自主防災組合連絡協議会は合併時に廃止する、これが調整方針でございます。

次に、このページの9番でございます。雄和町国際交流協会、この件につきましては10万円の補助金の取扱いが課題でございました。調整方針は、合併後、新市で実施する国際交流事業において必要に応じ事業の委託等を検討する、でございます。

次に、7ページであります。11番、秋田地区交通安全協会の関係でございます。課題にありますとおり、秋田市は支部に関する事務局業務を実施していない状況にあるということでありました。調整方針案は、1市2町統一的に組織されている。なお、合併時までには支部に関する事務局業務を廃止するとしてございます。

次の12番・13番が交通指導隊、さらには交通安全母の会の関係でございます。記載のと

おり両項目とも合併時に秋田市の組織に統合するよう調整に努めるとしてございます。

次に、8ページであります。15番、秋田市の中央防犯協会、河辺町防犯協会、あるいは雄和町防犯協会でございますが、課題は記載のとおりで、調整方針にありますとおり、平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の組織に統合する。経過措置がございました。

次に、16番の民生児童委員協議会、あるいは17番の社会福祉協議会の関係でございます。課題は特にございませんでしたが、調整方針は合併時に秋田市の組織に統合する、でございます。

次に、9ページをご覧ください。21番、身体障害者協会関係でございます。そして、手をつなぐ親の会の関係でございますが、併せて課題なしとしてございます。調整方針は、平成17年4月1日に秋田市の組織に統合するよう調整に努める。経過措置がございました。

次に、10ページ、26番、ここは老人クラブ連合会関係でございます。特に課題はありませんが、先ほどと同様、平成17年4月1日に秋田市の組織に統合するよう調整に努めるとしてございます。

次の11ページの31番であります。秋田市では秋田商工会議所、河辺町・雄和町では河辺雄和商工会関係でございます。課題は、団体への対応、そして補助金の取扱いなどがございます。調整方針は現行どおりとする。「A」ということでございました。商工会議所、商工会の関係については、法的には並立に問題がなく、また、商工会議所と商工会の合併が認められていないことから、組織合併の提案はせず、両者が必要に応じて協力できる体制の構築を働きかけていく。なお、補助金の取扱いについては、激変緩和措置をとるということで調整済みでございます。

次に、12ページであります。35番、農林部会関係であります。雄和町のアグリ・リサーチ連絡協議会でございます。課題は、雄和町独自の協議会である。新市全域に事業効果をどう波及させていくのか検討が必要であるとしてございます。調整方針案は、現行どおり存続し、構成員や活動内容については、今後検討してまいるということでございます。

1ページ飛びまして、14ページをお願いいたします。39番、農業総合指導センター、あるいは農村活性化センター等でございます。課題は、構成員、役員、事業内容、各団体負担金、市・町補助額などの調整が必要であるとしてございます。調整方針案は、平成17年3月31日までに秋田市の組織に統合する。

次が40番でございます。同じく農業関係でございますが、農業担い手協議会、河辺町はプロ農業塾、そして雄和町では認定農業者協議会としてございます。課題が、構成員、役員、事業費などの調整が必要である。調整方針案でございますが、平成17年3月31日までに秋田市の組織に統合するよう調整に努めるとしてございます。

次に、次のページの41番であります。地産地消推進協議会、これは秋田市のみの設置でございますが、合併後は課題にありますとおり、河辺町・雄和町の生産者、消費者等も

構成に加える必要があるということでもございました。調整方針案でございますが、両町に類似団体はなしですが、河辺町・雄和町の関係者の参加を促し、一体となって地産地消を推進するという調整でございます。

次に43番、秋田地域畜産再編推進組合、あるいはＪＡ新あきたの和牛部会河辺支部、そして雄和町の和牛組合ということでもございます。課題は、河辺町には組合がなく、秋田市と雄和町も事業内容などが異なることから、構成員、役員、事業内容、事業費などの調整が必要である。ＪＡ新あきた和牛部会は3市町にまたがっているが、河辺町のみ補助している。このような状況があるということでもございます。調整方針案は、平成17年3月31日までに秋田市の組織に統合するよう調整に努める。ＪＡ新あきた和牛部会は現行どおりとするが、補助金は廃止するとしてございます。

次に、16ページをお願いいたします。16ページの45番から48番につきましては、農業協同組合、そして土地改良区、さらには県営ほ場整備推進協議会でもございますが、これは調整方針にありますとおり、全て現行どおりとするという調整となっております。課題を受けた形で現行どおりとするということでもございます。

次に、次のページ、18ページの52番であります。河辺町山火事防止対策協議会でもございます。課題としては、秋田市・雄和町には類似の団体がないことということでもございました。調整方針案が、合併時に廃止するとしてございます。

次に、次のページ、20ページをお願いいたします。58番、ここから都市整備の関係でもございます。前回も少し協議いただいた件でもございますが、秋田市公園愛護協力会の関係でもございます。課題にありますとおり、2町には公園愛護協力会の制度がない、そうしたことから調整方針は、両町に類似団体なしと、合併時までに秋田市の制度、公園愛護協力会について2町に説明し、結成を促してまいりたいという調整になってございます。

次の21ページからは教育部門でもございます。60番の文化団体連盟、芸術文化協会でもございます。課題は特にございませんでした。調整方針案であります。合併後、統合するよう調整に努める。なお、運営費補助金については廃止することで両町と確認済みとなっているということでもございます。

次に61番、体育協会、さらには62番のスポーツ少年団の関係でもございます。

まず61番であります。課題は補助金の取扱いであります。そして62番が県大会などへの出場枠の問題、活動の基準、補助金の取扱いでもございます。両方とも、合併後平成17年度に秋田市の組織に統合するよう調整に努めるとしてございます。

次に、次のページ、22ページの65番でもございます。秋田市子ども会育成連絡協議会でもございます。課題は特にありませんが、調整方針にありますとおり、両町に類似団体なし。秋田市子ども会育成連絡協議会が実施する事業の対象を両町の子ども会にも広げていくというふうな調整方針でもございます。

次の23ページでもありますが、71番でもございます。雄和町の自治公民館連絡協議会でもござ

います。特に課題はございませんでした。したがって、調整方針にありますとおり、現行どおりとする。なお、合併後は、運営費補助金は廃止するとしてございます。

次に、24ページ、この公社・セクターを除くところの公社・団体等の77番、最後であります。消防協会の支部でございます。この河辺支部の取扱いであります。調整方針案にありますとおり、合併時に秋田市の組織に統合する。括弧内を読ませていただきます。支部組織及び負担金の取扱いについては、県協会で決定されるものであるが、規約上、支部は郡市に置くとなっており、合併により河辺郡を構成する河辺・雄和両町が秋田市に編入となることから、河辺支部は秋田支部に統合されるものであるという解釈をしてございます。

次に、25ページからは、公社・第三セクターの関係でございます。これは14件、記載のとおりでございます。現行どおりとしたものが5件ございます。なお、全ての項目につきまして、ここは調整方針で説明してまいります。

最初に、26ページの1番であります。雄和町、財団法人雄和町育英会の関係でございます。調整方針案でございますが、現行どおりとする。出捐金および損失補償契約については新市が引き継ぐ。

次に、2番の財団法人秋田市環境保全公社、さらに財団法人雄和町環境保全公社であります。調整方針は現行どおりとする、でございます。

次に、3番が観光関係、秋田市では財団法人秋田観光コンベンション協会、そして河辺町・雄和町は観光協会となっております。課題は記載のとおりでございます。そして調整方針は、合併時に財団法人秋田観光コンベンション協会と統合するよう調整に努める。なお、雄和町観光協会ですが、プロパー職員の雇用継続についても調整を図ってまいるという調整方針でございます。

次に4番、岩見観光開発株式会社でございます。調整方針であります。現行どおりとする。ただし、合併前に町の指導により会社の経営分析を行った上、合併後の会社のあり方を改めて検討する。なお、町の出資は新市が引き継ぐ、でございます。

次のページ、5番が河辺町地域振興株式会社でございます。調整方針案は、現行どおりとする、でございます。ただし、合併前に町の指導により会社の経営分析を行った上、合併後の会社のあり方を改めて検討する。また、町の出資は新市が引き継ぐ。なお、当会社の経営基盤は県の施設であるユフォーレの管理業務であることから、合併前に施設のあり方や管理業務の委託方針等についての県の考え方を確認してまいり、これが調整方針案でございます。

次に、6番が株式会社雄和町振興公社でございます。調整方針は、現行どおりとする。ただし、合併前に町の指導により会社の経営分析を行った上、合併後の会社のあり方を改めて検討する。また、町の出資は新市が引き継ぐ。なお、当会社の受託業務には県施設の管理業務もあるため、委託方針等についての県の考え方を確認する。以上が調整方針でござ

ざいます。

次に、7番が財団法人秋田市勤労者福祉振興協会でございます。課題等は特にございませんが、調整方針にあるとおり、両町に類似団体がないことから、統合に向けた調整は要しないが、第3次秋田市行政改革大綱に基づき、経営の独立採算を目指し、合理化を図るものとする。

次に、8番がポート秋田株式会社でございます。調整方針案は、両町に類似団体がないことから、統合に向けた調整は要しない。なお、平成16年度中の運転資金不足に対応するため、運営資金貸付金3,000万円を16年度当初予算に計上している。また、平成18年度中に会社所有の施設「セリオン」を公設化する予定であるとしてございます。

次に、9番の財団法人秋田市都市建設公社、次の10番の財団法人秋田市駐車場公社、さらには11番の財団法人秋田市緑地管理公社につきましては、同様の調整方針でございます。両町に類似団体がないことから、統合に向けた調整は要しないが、第3次秋田市行政改革大綱に基づき、組織の実態に応じて鋭意公社改革の推進を図るものとする、でございます。

次に、12番の太平山観光開発株式会社でございます。調整方針案が、両町に類似団体がないことから、統合に向けた調整は要しないが、鋭意、運営の一層の健全化を促していくものとする、でございます。

最後のページ、32ページでございます。13番が財団法人秋田学術振興財団の件でございます。調整方針は、両町に類似団体がないことから、統合に向けた調整は要しないが、鋭意、運営の一層の健全化を促していくものとする。

そして最後は、14番土地開発公社でございます。課題にありますとおり、1地方公共団体1公社が原則であり、そして河辺町土地開発公社に残債がございます。そこで調整方針案がありますが、秋田市土地開発公社は存続するものとし、河辺町土地開発公社は合併前までに解散する。なお、残債については秋田市土地開発公社に引き継ぐ方向で調整するでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの説明に対して、ご質問ございませんでしょうか。小野寺委員。

小野寺一志委員 2点あるんですが、1点は、合併後に検討するというのを考慮に入れて是非有効な方向を出してほしいという意味でのお願いではありますが、これはね、(16)-8、ナンバーから申しますと17番ということになりますが、社会福祉協議会の関係であります。以前にも私、ここで発言をさせていただいて、実情を訴えながらその対応をお願いしておったところではありますが、秋田市の社会福祉協議会、特に地区社協の皆さんと協議を重ねたときに、これからの福祉、そしてこれからの福祉を推進する格好は、これだなと思って関心しておったところでもあります。大変勉強になりました。そこで、秋田市の場合は、学区を単位とする地区社協を中心にしての事業展開になっているんでありまして、ど

うしてもみんなで創る地域、特に福祉の場合にはみんなで手を差し伸べて推進していこうとする思想について、さっきお話したとおり感動したわけでありますけれども、ただ、そういった良い方針の場合でも河辺町にすぐ適用するとしても、これまで町一本で進めてきた協議会の組織のことがあり、事業展開なんかも全く一つの組織でやってきた。プラスして町からの委託事業がいろいろありましたので、一切この組織を中心にして進んできたという慣れ親しんだスタイルがあるわけであります。多くは語りません。是非ですね、やがては秋田市がとっております地区社協の状況に進展をし、活動することになると思いますけれども、当分の間、地区社協じゃなくて、合併すると地域ということになるんですかな。地域社協としての位置づけで、今の体制で進めてほしいものだ。それは永久普遍的にその制度をそのまま延ばすのじゃなくて、一早く地区、学区単位とする地区、小学校の単位でありますけれども、そこで展開でき得るように、一つの組織の中で指導を含めながら福祉活動を展開するという方向での調整をしていただきたいものだなと思っているんですが、その点はいかがでしょうか。

もう一点はあとで申し上げます。

佐竹議長 今の件について。

熊谷佑一福祉専門部会長 過去に4回ほど、河辺町・雄和町、それから秋田市の合併の関係で社協関係の会議がございました。その中でもいろいろとご意見が出ておまして、このことにつきましては地区社協というんですか、そういう形になる方向のようですねけれども、ただ、今の要望につきましては、まだ具体的に事業の中身もそれぞれ違いますので、その辺を照らし合わせながら検討してまいりたいというように思っております。

小野寺一志委員 是非お願いしたいなと思っているところでございます。

次は、第三セクター関係のことでの、歴史を踏まえながら、是非やってほしいなと思っているものに公社・第三セクターの調整方針案が、番号からいいますと4番になります。河辺町にあります自然休養村管理センター、今、お湯が出ているものですから、通称岩見温泉と名付けて活用を願っているところでありますけれども、ここでは幸いにして現行どおりにするというところでありますから、そのとおり続いているんでありますけれども、このあと経営分析をしながら、そして今後の活動を展開していくといったときに、実はこれまでも当然しっかりやれるはずだったんだけど、公共の施設であるがゆえに宿泊関係は地域の旅館を営んでいる皆さんに影響を与えてはだめだと。それから、ここにはレストランがあるんですが、レストランも外に持ち運びするようなことがありますと、地域で食堂を営んでいる皆さんに迷惑をかけちゃだめだよというふうなことで、それぞれ経営の中では、かなりの部分で制約されたものがあつたわけであります。これは我が町の自然休養村事業だけじゃなくて、公共の施設の場合には特にそのようになるわけでありますが、その結果、なかなか経営が好転しないという原因に私はなっているものだと考えております。そこでね、お願い申し上げたいことは、これができたのは昭和53年でありますから25歳、

銀婚式を終わったくらいのところまで進んでおりましたために、建物そのものの補修等については、これまでずっと続けてまいりましたから、そんなに遜色のある建物ではないんですけれども、ただ、お湯の効能が、どこの温泉も効能書きがあるんだけれども、それが実際お風呂に入った皆さんの体における効果が非常にあるということで、これは来てくれたお客さんが言うんでありますけれども、私もしょっちゅう行きますが、600人から800人くらいのマニアがいるのではないかな、営業日をずっと見てみますと、常に200人を下ることがない。ですから、マニアの皆さんは、それぞれ自分のパターンを組んで来ていただいているという状況であります。これまた地域のために公のお金で掘削をし、温泉を掘り当てたということで、地域の皆さんにお返しをということで料金が非常に安いわけなんです。でも、毎日のように来ていただいている皆さんから聞くと、お金はどうでもいい、このお湯を漬すなとよく励まされているわけなんです。ですから、ここでお願いしたいことは、ここに書かれているように、漬すとは一言も書いておりませんけれども、今後のあり方について検討をするといったその弾みで、これはやめた方がいいということになったら大変なことになりますので、常に200人以上抱えている、我が町のものであると同時に、私の友達を調べてみると利用者の4割くらいだと思んですが、秋田市の皆さんからご活用をいただいているということもありますので、大変実情を訴えながら長く喋ってしまいましたけれども、是非そのようにお願いしたいものだということなんです。ここに書かれている文言からすると、そんなこと心配するなというふうなことなのかどうか説明をいただきたいと存じます。

佐竹議長 はい、今の件について。

佐藤英實商工専門部会長 ただいまの委員のお話はそのとおりでございまして、地域にとってこのお湯を含め、この施設そのものが非常に大事なものだという認識は当然持っております。調整方針にありますとおり、現行どおりこれを維持していきたいという趣旨のものでございます。

それから、経営分析についてでございますが、これは公的機関にお願いして、お話の中にありますように、いろいろ経営上の制約がある中で検討はしているわけですが、現実としてなかなか厳しい経営にあるということで、周辺への影響を考慮しながら改善する点はないかどうかというような視点で経営分析をしていただいています。それを踏まえて、これは会社の判断によりますけれども、経営上の改善に努力していただきたいという調整方針でございまして、その中に、その後これを廃止するというような、何と申しますかそういうような意図は全くございませんので、是非これは言葉のとおり、ここへ書いてある趣旨のことでございますので、そういう、廃止するということは絶対ないということは申し上げられませんが、そういう意図を持っているということではございませんので、是非ご理解いただきたいと思っております。

小野寺一志委員 大変有難いお言葉をいただきました。最後は担当部長としての言葉、そ

れを入れないとね、まずいわけですから、そのために入れたんだというような具合に理解をさせていただきました。

そこでね、料金については、70歳を過ぎたものは150円、入湯税150円だから、その会社に1円も残らないという状況があります。これ以上申し上げませんが、健全経営とみんなに親しまれるというニュアンスの中で、その辺の改定はだめだとは地元のものは考えておりません。マニアの皆さんも考えておりません。こんなに素晴らしい効果を持つ、そして実際いいんだというあの利用者の声をしてですね、料金にはあまりこだわらずに決めていただいて、社会通年上どこそこいくらというのがありますから、ばかに安いということは考えなくてもいいよという意味で、個人的な感覚だけれども、是非永続でき得るようにご配慮いただくことの答えをいただきましたので、安心して山奥に帰りたと思います。ありがとうございました。

佐竹議長 観光関係の第三セクターについては、それぞれ現行どおりということですが、やはりこれからはそれぞれの連携、その地域の人ばかりでなく、今後は秋田市・河辺町・雄和町で連携として宣伝したり、いろんな共同チケットだとかですね、ポイント制だとか、やはり少し商売も考えて、そういう意味で小野寺委員から料金についても非常に商売にというようなことも踏まえたご意見ですので、大変ありがとうございました。

ほかにございせんか。はい、地主さん。

地主重子委員 項目60、教育の部分ですけれども、雄和町芸術文化協会の石井露月顕彰事業に対するの質問でございます。雄和町の芸術文化協会では、諸々の事業をしながら大きな柱としまして公民館との共催ということで石井露月顕彰事業を開催してまいりまして47回目を迎えました。今年の7月には、昨年の世界俳句コンテストに入賞した児童生徒、そして海外20カ国の子どもたちとの交流事業であります世界子どもハイクキャンプを開催の予定でございますが、秋田市の文化連盟に統合することにより、また、運営費の補助金が廃止されることによって、今までの顕彰事業を継続、保存することができるかどうか大変心配しておりますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

佐竹議長 事務局。

工藤松雄教育専門部会長 教育専門部会の工藤でございます。よろしく願いいたします。

これは雄和町の芸術文化協会で行われている事業という形になっておりますけれども、合併後につきましては統合するよう調整に努めるというような形になっておりまして、個々の事業につきましては地域の特色ある事業ということもありますので、今後検討を、具体的には調整を図るような形で文化団体連盟の方とも協議してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

地主重子委員 秋田市の連盟と統合して、それなりの独自の事業、独自の団体として育成をするということでしょうけれども、露月顕彰事業に対しましては、秋田県の文化の発信、もう世界に発信されるような評価を受けていただいておりますけれども、やっぱり今まで

この実績を是非評価していただきまして、新市のプランの中に是非組み入れていただきたいと思うんですけれども、これは要望でございます。

佐竹議長 いずれ秋田市の文化団体連盟というのは、大変実力の持った団体でございます、非常にその規模も大きいですし、実力者がたくさんおりますので、全体の中で調整されていくものと思います。また、この運営費、こういう形のものとは全て一旦白紙にしないことにはですね、そのまま統合すると何か変になっちゃうんで、そういう中でまず十分その地域の文化というのは守っていけるのではないのかなと。いずれにしても秋田市は、文化団体連盟には相当いろんな面で強力で支援をしております。

ほかにございませんか。はい。

片桐登司夫委員 番号71でございますけれども、自治公民館の連絡協議会というのが雄和町にありまして、これは現行どおりでございます。補助金は廃止するとあります。この自治公民館連絡協議会は、町から補助をいただきながら研修を図ってきたりしてまいりました。それで、今回のこの合併につきまして、自治会というものも強化しなければならないということから、自治会の連合会を立ち上げなければならないということで今日、午前中に会合を開いてまいりましたけれども、今後、合併ということになりますので、はっきりした会則を持ちまして連合会を作りましょうということで話し合っております。それで、この公民館とか自治会というものも今考えてみますと、この地域審議会との関連も出てくるのかなという気もいたしております。雄和町としましては、合併によりまして地域の振興を図ったり、あるいはそういう自治会の今度強力なあれを発揮していかなければ、なかなかこれからは大変ではないかと。ボランティアということもありますので、地域のそういうふうな自治会の活性化を目指しましょうということで今やっていますので、その辺のところを秋田市ではどういうふうな考え方であるのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

佐竹議長 秋田市では、町内会連合会、あるいは何とか地域振興会ということで、大体30町内会から多いところで50町内会ぐらいであって、その連合組織が大体小学校区ごとにあります。それぞれ特色ある事業を行っていきまして、それぞれの町内会への支援は、個別町内会への支援はしておりますけれども、振興会だとかそういうところはまた、それぞれのものによってみんな若干、商店街に面しているところはその商店街の振興が中心だったり、農村部であれば、その農村のいろんなまつりが中心であったりして、それぞれ違うわけです。それを一つ一つ別立てとらえて、いろいろ用途の設定があるというような形にはなっております。町内会になりますと九百いくらあるもんですからね、それを全体集めての会議というのではないわけですが、それぞれ個別の町内会との関係と自治振興会との関係というのは、きちり一応ルートがあってやっているというような形になっております。

片桐登司夫委員 一応話はわかりますけれども、そうすれば、このあとに出てくると思い

ますけれども、地域審議会の関係もですね、やはり各自治会、今現在35自治会あるわけですが、そういうふうな代表としていろんなことを今後模索していきましょうという考え方であるんですけれども、そういうものと、そうすれば今のこの地域審議会との関係が出てくるのかなという……。

佐竹議長 直接、法的には関係ありません。

片桐登司夫委員 そうですか。

佐竹議長 それは、どういう委員を選ぶかによって関係が出てくることで、自治組織そのものとそれとは、法的には直接関係はあり得ません。どう選ぶかです。

片桐登司夫委員 わかりました。

佐竹議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ないようでございますので、これから採決をいたします。ただいまの議案第56号、公共的団体等の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議ないようでございますので、議案第56号は、原案のとおり決定されました。

それでは、次に、議案第57号、学校教育事業の取扱いに関する件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 6ページをご覧ください。

議案第57号、学校教育事業の取扱いに関する件。

学校教育事業の取扱いを次のとおり決定することについて協議を求めます。

学校教育事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の事務事業については現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講じるものとする。

資料は3でございます。議案第57号関係資料でございます。

めくっていただきまして、様式1が総括表でございます。この事業につきましては、48件の事業項目がございます。このうち「A」区分、現行どおりとしたものが2件、それから「C」廃止したものが2件、そして経過措置が5件ございます。主なものをご説明してまいります。

初めに、ずっと開いていただきまして(47)-7ページをご覧ください。11番が学校給食の実施でございます。学校給食につきましては、現況のとおりそれぞれ1市2町が行っているわけですが、課題は、両町の給食センターの運営体制について検討を要する。

また、物資購入、給食費等に相違があるということでございました。調整方針案でございますが、合併後も当面は現行どおりとするが、個別の課題に対しては次のとおりの対応とする。その1つ目でございます。両町の給食センターは現状引き受けとする。ただし、雄和町については、株式会社雄和町振興公社の取扱いを見ながら、当面は調理業務を当該公社に委託するものとする。2つ目は、給食物資購入は、財団法人秋田市給食会からの一括共同購入を基本に調整を図り、両町が進めている地産地消の取り組みは継承・推進する。3つ目が、給食費は平成17年度より秋田市に統一するよう調整を図る。これが11番の学校給食の実施関係でございます。

次に、8ページの13番、児童生徒就学事務でございます。調整方針案をご覧ください。合併時に秋田市の制度に統一する。括弧内が重要事項でございます。学区は変更しない、でございます。

次に、9ページの19番、高校生通学費補助事業であります。これは補助金に係る取扱いで協議済みではございますが、廃止ということでございますので、ご説明いたします。課題は、両町が実施していることございました。調整方針案であります。合併後は原則廃止とするが、経過措置として現に対象となっているものについては卒業まで継続する、でございます。

次に、1ページ飛びまして11ページをお願いいたします。27番であります。教職員研修参加費補助でございます。これは河辺町のみの実施でございますが、調整方針は合併時に廃止する、でございます。

次の28番、学校評議員、学校教育懇談員の関係でございます。課題にありますとおり、懇談員の委嘱状況が異なっております。そこで調整方針案でございますが、平成17年度から秋田市の制度に統一するという経過措置がございます。

次のページ、29番の就学指導であります。課題は1市2町各々委員会を設置して行っているでございます。調整方針案であります。平成17年度から秋田市の制度に統一するという経過措置がございます。

30番、非常勤講師活用事業であります。これは課題が、非常勤講師の活用状況が異なっているということでございます。調整方針は29番と同様でございます。

次に31番であります。学校教育支援、介助職員の配置の関係でございます。これは課題として、秋田市のみの実施ということでございます。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一するというでございます。

次に、13ページの33番、教育相談員設置でございます。これも課題は秋田市のみの実施ということでございまして、調整方針にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一するというでございます。

次の34番、ALT派遣事業であります。英語指導助手の関係でございます。課題にありますとおり、1市2町それぞれ授業時数等が異なっております。そこで調整方針案で

ございますが、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次のページをお願いいたします。35番のスクールカウンセラー、そして36番の教育相談推進委員の事業でございますが、課題にありますとおり、秋田市のみの実施ということでございます。調整方針は、秋田市の制度に統一する、秋田市の制度で行っていくという調整となっております。

次に15ページの40番、通学バス運行事業でございます。これは秋田市は未実施、両町が実施しているという内容でございます。これは調整方針案にありますように現行どおり継続運行するでございます。

次に41番の小学校における英会話指導でございます。これは課題にありますとおり、事業実施時間数が異なっているということでもあります。調整方針案ではありますが、秋田市の授業実施時間数を基本に調整を図り、合併後も継続実施するということでございます。

次に、42番の中学校部活動外部指導者派遣事業でございます。これは秋田市のみの実施ではありますが、これも合併時に秋田市の制度に統一してまいるとい調整でございます。

次に、43番、教職員研修推進事業でございますが、両町は県が実施する研修ということになってございます。そこで調整方針ではありますが、合併時に秋田市の制度に統一して教職員研修を実施していくという調整でございます。

この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの説明に対しまして、質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

小野寺平紀委員 (47)-11、28番の学校評議員、学校教育懇談員について、平成17年度に秋田市の制度に統一するというところでございます。そもそも学校評議員制度は、学校の活性化と特色ある学校づくりを推進するとともに、地域に開かれた学校づくりをしようということで、各学校ごとに学校長が地域の中から適当な方を評議員として推薦し、地教委が委嘱するというようになっております。評議員の方々からは、いろいろな提言やご意見をいただき、それらを学校長が学校経営に生かしていくのだと認識しておりますが、秋田市の大きなブロックごとに懇談員を委嘱するということであると、本来求められている特色あるそれぞれの学校づくりには向かないように思われます。この評議員制度が、これからの方向として、このままでいいとお考えかどうかを聞かせていただければ幸いです。

佐竹議長 事務局、どうぞ。

工藤松雄教育専門部会長 学校評議員、学校懇談員の関係ですが、秋田市では学校教育懇談員という名前を使いながら対応しています。秋田市では5ブロックに分けており、各ブロック毎に10名程度の学校懇談員を、各学校の方から推薦をいただいて委嘱しております。また、学校からの会議の開催の要請に応じて会議が開かれるということですので、ブロックごとに分かれていても、各学校の方で有効に活用されていることから、特に問題はないのではと思っております。

小野寺平紀委員 そうすると、ブロックごとに10名の懇談員がいると。学校が10校に及ばないと思うんだけど、入っていない学校もあるということですね。

佐竹議長 はい、事務局。

工藤松雄教育専門部会長 あのですね、各学校から1名ずつの推薦いただいていますので、私、先ほど10名と言いましたけれども、各ブロックごとの学校数に応じた学校教育懇談員がいるという形になります。

小野寺平紀委員 これを一堂に介してお話をするということですか。その学校、私の言う特色ある学校づくりというのは、やっぱり5、6人でも、その学校というものを思いながら、その地域性を重んじて、この学校をどういう方向でやっていったらいいのかというようなことを討議しながらね、学校長に意見を申し述べていくというのが本来だと思うんだけど、たった1人ぽつん行ってね、違うところから集まって行って、その地域づくりの、あるいは学校づくりというのできるものかなどという感じがあるわけですよ。そういうことを踏まえて、これからそういう制度でいいのかどうかということだけでも、足りると思うんですか。

佐竹議長 事務局。

工藤松雄教育専門部会長 これは各学校ごとにですね、いわゆるそのブロックごとにいらっしゃる学校教育懇談員の方にですね、いわゆる要請をいたしまして、来ていただいていますね、いろいろその学校の教育のあり方等を含めてですね、会議を開かれるということになっています。ただ、それぞれ5ブロックの学校とですね、その教育懇談員が一堂に介してやるとかではなくて、個々の学校がそれぞれのブロックに応じた学校教育懇談員に来ていただいて会議を開いているというような状況でございますので、個々にやっているという形の中ではですね、有効に作用しているのではないかというふうに考えております。

佐竹議長 1校1名だから1名行くということではないんでしょう。その学校に対して何名か、その中からと。

工藤松雄教育専門部会長 各ブロックごとにその懇談員がおりますので、その懇談員が、学校の要請に応じて...

佐竹議長 複数ということですね。

工藤松雄教育専門部会長 そうですね。

小野寺平紀委員 いずれにいたしましても、この学校づくりというもの、評議員制度というものを、もっともっと深めていってですね、これから勉強課題にしてほしいなと思います。これで終わりたいと思います。

佐竹議長 ほかにご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ないようでございますので、採決をいたします。議案第57号、学校教育事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議ないようですので、議案第57号は、原案のとおり決定されました。

ここで休憩をさせていただきたいと思えます。

午後 3時 42分 休 憩

午後 3時 49分 再 開

佐竹議長 会議を再開をいたします。

次に、議案第58号でございます。社会教育事業の取扱いに関する件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 8ページをお願いいたします。

議案第58号、社会教育事業の取扱いに関する件。

社会教育事業の取扱いを次のとおり決定することについて協議を求めます。

社会教育事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の事務事業については廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講じるものとする。

資料は4でございます。社会教育事業の取扱い関係でございます。

様式1が総括表でございます。この件は28件でございます。「C」となった廃止が6件、経過措置が2件となっております。

説明してまいります。

(48)-2ページであります。1のゆうわの子表彰でございます。これは課題にありますとおり、雄和町のみの実施している事業でございます。調整方針は、合併時に廃止する、でございます。

2番目が社会教育委員であります。記載のとおり現況になってございます。そこで課題が、定数、選出区分等について調整が必要であるとしてございました。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する。この括弧内が重要でございます。合併後1期については両町から委員を各1名委嘱してまいります。秋田市が8、両町が1、1、合わせて10名となるものでございます。

次に6番目、次のページ、3ページの6番目、成人式でございます。現況のとおり開催日が異なっております。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一する。平成17年度から実施日、会場を一本化してまいりますということでございます。

次に、このページの8番目、読書活動推進事業でございます。これは雄和町のみの実施事業でございます。調整方針案は、合併時に廃止するが、雄和町の現行事業の趣旨を生かした事業を検討してまいりますということでございます。

次に、1ページ飛びまして5ページをお願いいたします。12番、国内・海外研修資金貸付基金事業でございます。これも雄和町独自の事業、雄和町のみの実施している事業でござ

ございます。調整方針案でございますが、合併前に廃止する。条例、基金を廃止し、残高は町の財政調整基金に繰り入れするものとする、という調整方針でございます。

次に、このページの下にあります15番、社会教育計画等関係プランの関係を整理してございます。課題は、各々計画を策定済みである。調整方針案は、合併後の新市において新市域を対象とする計画を策定する。この期間は平成17年度から21年度とするものでございます。

次に、6ページであります。16番、自主学習支援事業でございます。課題は特にございませんが、これは15年度で終了した事業ということで廃止ということで位置づけてございます。

次に、7ページの22番、青少年自然の家関係でございます。これは河辺町の事業でございますが、調整方針案にありますとおり、平成16年度に条例を廃止予定としてございます。

次のページをお願いいたします。8ページであります。25番、公民館運営審議会の関係でございます。1市2町の設置状況が異なっております。調整方針案であります。2町の審議会は合併時に廃止する、という調整でございます。

次に、9ページの27番、花いっぱい運動推進事業関係でございます。これは雄和町のみで実施している事業でございますが、調整方針案にありますとおり、花苗の無償配布は都市整備交通関係事業で整理した「花のあるまちづくり事業」に統一する。花壇コンクールについては、市民憲章、これは秋田市の事業であります。市民憲章推進協議会の事業であり、継続するよう働きかける、でございます。

最後が10ページの図書館の関係でございます。課題にありますとおり、図書館の整備状況が異なっております。そこで調整方針案であります。雄和町立図書館は秋田市図書館の一つと位置づけ、引き続き活用するほか、河辺町については図書館機能の整備を検討してまいると、これが調整方針案でございます。

この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの説明に対して、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

牧野正則委員 12番の国内・海外研修貸付制度について伺います。これは全く雄和町独自の事業でありまして、人材育成等いろいろ効果をあげておるわけですが、調整方針では廃止ということになっています。この廃止に至った経緯と伺いますか、どういう議論がなされたものかお知らせいただきたいと思っております。

それから、秋田市の方で、これに代わる制度があるものかどうかも含めてお答え願いたいと思っております。

佐竹議長 事務局。

工藤松雄教育専門部会長 教育専門部会でどういう協議がなされたかということでございますけれども、雄和町では継続してほしいというような話があったわけです。ただ、今日

ですと、海外に行くということも身近なものになっておりまして、市民レベルでの交流も盛んになってきているということでもあります。秋田市でも、時代の変遷に伴いまして、事業や支援のあり方についていろいろ検討しながら、市民主体の取り組みで対応しているものですから、大変申し訳ありませんけれども本事業の継続は困難というような形で調整させていただきました。

佐竹議長 これは教育委員会レベルだね。じゃあ企画レベルで。

藤本六男企画調整専門部会長 それでは国際交流の観点からでございますが、企画調整専門部会としてお答え申し上げます。

代替するような制度がないのかというお話でございますが、中学生を海外派遣する事業、これは河辺町・雄和町さんともにあるわけでございます。人材育成という観点からも、または国際交流という観点からも有意義でございます。しかしながら、新市においてこれをそのまま事業を継続するということになりますと、雄和町の生徒さんを対象にするといったようなことは非常に困難なわけでございまして、新市になりますと中学生が約9,000人を超えるというふうに予測されておりまして、そのまま新市でやるというのは難しいわけでございます。

しかしながら、こうした趣旨を生かすという観点から、秋田市では今年度、平成16年度からおおよそ中学生以上の年齢の市民を対象といたしまして、姉妹都市を訪問する場合、ホームステイの斡旋、それから19歳未満の場合は渡航費の2分の1を補助するというようなサポート、支援を行う国際理解促進事業というのを立ち上げております。合併後はそうした事業がその代替的なものになるというふうにとらえております。

なお、この件につきましては、4月23日、広報あきたに「ホームステイ」としてPR、公募をするということになっております。

以上でございます。

牧野正則委員 海外派遣につきましては今説明があったわけですがけれども、雄和でやっているのは、いわば一般の人が対象なわけでありまして、今の説明ですと姉妹都市と、団体といっても中学校、中学生というような形でありまして、こういうことはまた少し違うような気もいたします。一般の人が対象ということの制度みたいなものがありましたら再度お知らせいただきたいと思いますと思いますが、それと前段の方ですがけれども、市民レベルの交流、時代の流れ等々ございましたが、全く理解できませんので、もう一度お願いしたいと思います。

佐竹議長 はい、企画。

藤本六男企画調整専門部会長 大人を対象にした事業等がないのかと、趣旨が違うというお話でございますが、実は秋田市でもこれまで39歳までの青年といたしますか、そういう方を対象にしたそういう事業がございました。しかしながら、昨今のように海外渡航というものが珍しいことではないという状況になりまして、やはりそうした国際交流というもの

は、いわゆる自主的にですね、市民レベルで行うのが本来ではないかという考え方に立って、こういう中学生を対象とした事業を実施するということにしたわけでございます。数十年前のように海外渡航がなかなか難しいと、国際交流も難しいという時代であれば違いますが、今はそういう意味合いが大分薄れているというふうにとらえているところでございます。

なお、先ほど広報あきたに4月23日と言いましたが、5月の誤りでございます。お詫びして訂正を申し上げます。

佐竹議長 平成14年度で63万円、7人といえば $7 \times 9 = 63$ 、貸付金ですよ。どんなものですか。補助金であればまた話あれけれども、いずれ借りるということは返さなくてはならないですね。今、海外に行くとなれば、そのぐらいは自分で負担して、借りなくても行けるのかなど。

伊藤憲一副会長 補助金もありますが...

うちの方の海外研修制度は、公的な団体が主催をする研修事業に参加をされる個人ならびに団体に対して2分の1の補助金を出しております。そのほかに当然お金が大分かかりますので、1人当たり50万円まで無利子で貸付をしているというところであります。これは3年間で返済すればいいという制度を昭和55年だと思いますが、ずっと継続して、かなりの方が利用されております。

佐竹議長 はい、どうぞ。

竹下博英委員 今のことでもう少し伺います。というよりも、この補助金のことにつきましては、実は思い入れというものがあまして、これは雄和に空港ができたところから端を発しまして、じゃあ国際交流、いわゆるその海外との交流もというような思いがあって始まった事業なんです。それで、そこに思いがミネソタ大学に始まって、そして今その思いというものが国際教養大学につながっているという、雄和独自でやってきた事業でありますけれども、その成果というものをそこらあたりに見出してきたという自負があるわけで、そういう思いというものがこの補助金の中にもあるということをもまずご理解いただきたいと思えますし、また、こういう事業のその整合性というかすり合わせをするときには、そのような思いというものもまた一方では考慮していただきたいなという思いがあります。というのは、ただばっさりということではなくて、そういうことが、今まで地域の中で培ってきた、あるいは文化的なものを大事にしながら市町村合併をしていくというところにつながっていくのじゃないかという、その精神の一端をお伺いしたいと思っております。

佐竹議長 どう考えるか、秋田では年間1万数千人行きますからね。これ、やっぱり時代とともに、国際化というのは、もう隣りに行くという感覚で、むしろとらえた方がいいのでは、また別にその、逆にいうと、そういう個人個人の問題については個人で処理していただいて、むしろそういう政策的に、例えば国際教養大学ができてくると、当然それとの

関連で秋田市地域になりますと、さらにその全体としての交流事業だとかですね、そういう国際理解講座の場だとか地域住民との交流で、むしろそういう方に、こういう時代ですので、資金は有効に活用した方がよろしいのではないかという、個人個人の問題にお金を差し上げるとい時代は、かつての時代であればいいでしょうけれども、はたして公平の原則からいかなものかなという感じがしますけれどもね。むしろその国際教養大学を中心とした、もっと幅の広い、本来の意味の国際交流というものにむしろシフトした方がよろしいのではないかという感じを私はしますけどね、個人的な意見ですけども。また、結局これ全く一般財源になるわけですからね、そこら辺のやっぱり公平の原則として、こういうところはやっぱり、そうせざるを得ないのではないのかなと。河辺町さんは全くないわけですからね。むしろ、そんな感じが私はするんですけどもね。一般の人じゃない、例えば体育スポーツ関係などはうちの方で十数人、毎年ドイツに行ったり来たりとか、姉妹都市のあれだとかと、いろんなそういう交流のときは、一つのそのグループとしていろんな支援をしていますけどね、個人としてはしていないということですな。どんなもんですか、これ。これはまた、むしろ、秋田空港、あるいは国際教養大学がある地域ということで、別立てで、その個別の補助というよりも、本当の意味の国際理解という形で、またむしろ政策的に十分議論する事項ではなかるうかなという感じがしますけれどもね。良い案を出してください。

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

藤原 貢委員 2番の社会教育委員についてです。私もこの課題と調整方針を見たんですけども、河辺町が9名、雄和町さんが14名なわけです。これ、どういう話し合いをした結果、こういうふうになったのか。先ほど建設計画の中でも非常に社会教育の充実というようなことで、可能性を持って、その生きがいつくりのための文化のまちづくりというようなことを標榜しておられた中において、このことがちょっと私は腑に落ちないわけです。また、生涯教育の一環としても、この委員というのは非常に今まで活躍なさってもきたわけです。それからまた、公民館運営審議会、これは社会教育法の改正によって任意になったわけだけども、これも廃止になるということからすると、このあと第59号との関わりからして公民館活動というようなこととの関わり、それから、いうなれば生涯学習の発表会というの、公民館活動というようなことも踏まえ、そしてこの女性ならびにいろいろな方々が、この生涯教育というようなものが地域審議会との関わりも出てくるわけです。いうなれば、濃密な人間関係を保持するためにも非常に良い生涯教育だと思っておったんですけども、これがどういうわけで9名、14名の両町のこの委員が1名ずつになったのか、そこら辺を踏まえて、ひとつその経緯をお知らせください。

佐竹議長 事務局。

工藤松雄教育専門部会長 社会教育委員の関係につきましても河辺町・雄和町さんともいろいろ調整が難儀したところでありましたけれども、社会教育委員につきましては、秋田

市の場合ですと、各種社会教育関係団体から推薦を受けて委嘱しているところであります。これらの団体につきましては、合併と同時に組織を統合するということを予定しております。合併後は新しい視野に立った組織運営や事業の推進が図られるというふうに考えております。そういうこともありまして、秋田市の定数の10人につきましては、適正な人数であるというのを把握しております、これまでどおりのその方法で選任していきたいというふうに考えております。

また、秋田市では公民館運営審議会委員が任意ですので、平成12年度に廃止になっているわけですが、ただ、公民館運営協力委員会というものを置いていまして、地域と連携しながら社会教育の推進に努めているというところであります。この公民館運営協力委員会の委員につきましては、地域の社会教育関係者ですとか、学識経験者を教育委員会の方で委嘱しております、合併時に両町におきましても公民館運営協力委員というものを置く予定になっておりまして、これは小学校区ごとに3名ずつ置くということにしています。そうしますと、いわゆる12名ずつを委嘱して行うということになっておりまして、地元の意見とか、あるいは地域の特色を生かした事業を展開できるのではないかなというふうに考えております。そういうことでよろしく願いいたします。

佐竹議長 それで、実は秋田市は公民館がブロックごとに6館あるものですから、地区ごとに運営協力委員がいるわけです。全体となりますと土崎の公民館と新屋の公民館が同じ議論はしても始まらないものですから、それぞれの公民館ごとに今言った十何人の委員が、運営協力委員というのはそれぞれにいるということで、その人たちが当然その地区ごとに、そのエリアから選出された人が公民館の運営のいろんなことに対してアドバイス、あるいは指導する、そんな感じになっていますね。

藤原 貢委員 会長さん、第59号との関わりとこれと多少関わっておるので、じゃああの、今6つある秋田市の公民館活動にはそれなりの委員があると。合併した場合は両町にもそういうような委員というのは、今説明されたとおり、そういうふうになるわけですね。

工藤松雄教育専門部会長 合併時にですね、河辺地区、雄和地区ともですね、小学校が4校ありますので、3名ずつの12名ずつを公民館運営協力委員としてですね委嘱したいというふうに考えています。

藤原 貢委員 はい、わかりました。

佐竹議長 私も公民館まつりなんかしょっちゅう行きますけども、その委員の方々、熱心にみんなやっていますね。

はい、伊藤さん。

伊藤 満委員 今、藤原さんから社会教育委員のことでお話ありましたけれども、私もそのことについてお伺いしたいと思います。

社会教育委員というこの制度、任意云々というお話もありましたけれども、法改正によりまして必ずしも置かなくてもいいということにはなったわけですが、その法律が

改正なって、なぜ必ず置かなくてもいいようになったのか、なぜ任意でもいいということになったのかについて、まず検証する必要があるのではないかというふうな気がします。その上で政策的に国が社会教育委員というものは必置事項でなくても十分にその機能を果たしたということの意味あいでも任意というふうになったのか。それとも、行財政改革を含めたことで任意になったのかということも検証する必要があると思いますが、そのことについて調整方針案の中でどういうお話し合いがなされたのか、一応確認してからまたお話ししたいと思います。

佐竹議長 事務局。

工藤松雄教育専門部会長 社会教育委員の関係ですけれども、これは社会教育法の第15条に、都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができるというような形になっていて、任意設置というふうになっているわけですけれども、これがどういう経緯でそういうような形になったかはですね、勉強不足で大変申し訳ありません。またこの部分、改正になったものか、あるいはその社会教育法が最初の新設された当時からこの状況か、ちょっとですねわからないんですけれども、大変申し訳ありません。

佐竹議長 誰か詳しい人いませんか。

伊藤 満委員 いいです。そのことを重要視するというよりは、実は社会教育委員の果たす役割というのは、我々が想像する以上に、まさに生涯教育の中で、その教育の基本法に基づいた一番必要とされる部門のような昨今の世相ではないかというふうな気がしております。その上で今回、雄和町の社会教育委員および河辺町の社会教育委員が合併時に秋田市の制度に統一するということですので、1期云々と書かれておりますが、1期を除けばゼロということになります。そのゼロを解消するためには、現在おられる委員の定数、秋田市の制度に統一するという委員の定数を変えるか、もしくは委員の定数の中身について具体的な話し合いがなされないと、河辺と雄和両町の教育委員会の委嘱して事業が行われてきた社会教育委員制度そのものが何ら評価を受けることなく廃止されるという状況になるのではないかという気がします。その点について、委員の定数の中における旧町の委員の見通しというものも若干お聞きしたいと思いますし、合併後1期についてというふうになりますが、これを具体的にご説明願いたいと思います。

佐竹議長 事務局。

工藤松雄教育専門部会長 まず初めに、その1期の関係ですけれども、現在の秋田市の教育委員につきましては、平成15年8月5日から平成17年8月4日までの任期というふうになっています。それで、これ以降の任期の1期ということになるわけですけれども、平成17年8月5日から平成19年8月4日まで、この2年間ににつきまして、先ほど合併協議会の事務局長もお話しましたが、秋田市8人、両町から1名ずつの2名ということで、全部で10名という形になるわけです。

これからの社会教育委員の見通しでありますけれども、基本的に社会教育委員というの

は、それぞれの地域を代表するというものではないというふうに考えております。社会教育関係の団体とかですね、あるいは学識経験者、さらには学校関係者という方を委嘱しておりますので、地域代表という形ではやっていないのが実情であります。ただ、これは1期で両町からの地域の代表者という形が終わるということになるかもしれませんが、ただ、それ以降の2期目については、あくまでも新秋田市の、そういう各団体からの代表ということの形で推進していただくわけですので、こういうことを言ってどうかわかりませんが、その中にはもしかしたら両町の出身者の方も入る可能性もありますし、あくまでもその社会教育委員は新市の社会教育関係の、その政策を助言していくというような形になるかと思っておりますので、その辺ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

佐竹議長 はい、どうぞ。

伊藤 満委員 定数について若干お伺いしますが、平成17年8月4日まで秋田市の委員の任期であると。平成17年の8月5日から平成19年の8月5日まで、両町の委員一人一人を委嘱するというお話でしたけれども、合併が順調にいきますと平成17年1月11日から平成17年8月5日までの間、空白になります。雄和・河辺両町の社会教育委員は、半年間空白になります。そのことが一つの問題として取り上げていいのではないかというふうに思いますし、河辺町・雄和町の合計23名の社会教育委員を委嘱して、社会教育行政にあたられてきた両教育委員会が1人でいいという調整案を作り上げて今日に至ったのかについて非常に私は疑問を感じます。なぜならば、社会教育委員は地域における役割、職務を含めても、今ほど大事な時期でありますし、なおかつ必要とされて今日まで定数を定めてきたわけでありますけれども、それが旧町という立場からすれば、1人、もしくはゼロに限りなく近くなるようなあり方について、これまで23名を委嘱してきた両教育委員会の考え方について若干お伺ひしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

佐竹議長 そうすると、空白のところはどうなるかということと、あとこれは調整、秋田市側も含めて河辺、雄和さんにもご発言をいただきたいと思ひます。

工藤松雄教育専門部会長 空白の関係ですけれども、大変申し訳ないんですけれども、私も空白というふうにはとらえておりませんで、現在の秋田市の社会教育委員は10名おりますけれども、その方々がいわゆる合併後、河辺町・雄和町も含めた、いわゆる新市の社会教育委員としてやっていくことになりますので、いわゆるそれを無視してやるとかではなくて、そのことも含めながら社会教育に携わっていくということになりますので、そこら辺ご理解をお願いしたいと思います。

佐竹議長 残任期はないんだ。これ、わかりにくいんだな。合併後1期についてはというのは限定なのか、これ例えば……。そこら辺もう少しわかりやすく。これはどういう経緯なんですか。

工藤松雄教育専門部会長 この1期の考え方ですけれども、合併という特殊性もありまして河辺町・雄和町さんからの強い希望もありました。是非その地域から入れてほしいとい

うこともありましたので、ただ、現在の任期を途中で切るわけにはいきませんので、任期が終わった1期という形にさせていただいたものであります。

佐竹議長 これはそうすると、読み方として、合併時に両町の社会教育委員は合併時に社会教育委員でなくなると。その後の改選期において両地域から1名を、最小限は1名を選ぶと、そういうことに読めるんだね。最小限と読めるのか。

工藤松雄教育専門部会長 はい、そうなります。

伊藤 満委員 暫時休憩していただきたいと思います。

佐竹議長 はい、暫時休憩します。

午後 4時 28分 休 憩

午後 4時 31分 再 開

佐竹議長 再開をいたします。

3教育長から、確定的なことは別にいたしまして、ただいまの件についての、それぞれ調整に至る状況について若干ご説明を願います。

飯塚 明秋田市教育長 秋田市の飯塚でございます。

なかなか難しい問題だと思っておりますが、専門部会においてこのように調整したところでございますが、何人がいいかというところを見ますと、これは参考までですが、全国の中核市35都市の、この社会教育委員の定数を見ますと、これは最大で25名から最小で9名というところなんです。ちなみに人口44万5,000人の都市では委員が15名という状況ですね。それを平均してみますと、人口約3万人に委員1人という形ですので、それから見ますと秋田市30万ちょっと人口では、10人というのは概ね平均的な数ではないだろうかかと、こう思っております。そこをひとつ参考にしていただきたいと思います。

それから、これは専門部会の方で委員さんのお話もあって、これまで社会教育活動に非常に積極的に取り組んできた、そういう思いを酌みながら、少し理屈に合わないかもしれませんが、調整した結果がこのようになったものと私はとらえております。ただ、新市になったときに、どのようにこの社会教育委員が機能を発揮していくかということが合併後の課題でありまして、各分野から学識経験者も踏まえて選任しておりますので、当然のごとく合併後のこの委員会の運営というのは、両町を見据えた上での運営になるということは十分理解できておりますし、具体的な細かい部分についてどのような運営をしてきたのかという、あるいはまた、どういうことを地域の方が望んでいるかという、必要に応じては、この委員会の運営の中で参考意見としてお聞きする機会も設けることは可能ではないだろうかかと、このように思っています。10人の中での調整がこのような結果になったものと、こういうふうにとらえておりますので、私としてはこの辺は理解してですね、今後の委員会の運営の仕方にひとつ工夫をいろいろと凝らしていきたいと、このように考えているところであります。

山上鐵雄河辺町教育長 河辺町の山上です。

うちの方は9名ですので、1万ちょっとの人口からすると、1,000人から1人というような程度かなと思いますけれども、秋田市さんと比べれば、その点、地域や各団体の意見をより反映できる形で今まで運営できたのかなと考えています。でも、今回、合併が前提というより、合併することを踏まえた場合、秋田市の社会教育委員会が雄和・河辺も網羅しながらいろんな社会教育事業を運営するということになるわけですので、その中でももちろん地域性や、これまでの実績を是非踏まえていただきたいと思いますけれども、地域独自のものはもちろん必要だけでも、市としての運営になるとすれば、数が多ければ良いというものでもない、ある程度やはり基準に沿った形で選出されるものではないかなと。そして、いろんな団体が秋田市に統合なるわけですので、例えばうちの方の芸文協は秋田市の芸術の団体と一緒にするわけで、そこで一つ意見が反映され、あるいは委員が選出される場面でも意見が述べられるわけですので、そういう全体を踏まえて考えてきた場合は、私は当面1人だけというのは大変寂しいところもあるわけですが、先ほど秋田市の方が言ったように、地域代表じゃなくて、いろんな組織の代表で構成しているということを見ると、この調整方針で十分満足ということは考えないけれども、合併を考えた場合は、この調整方針のところに着くのかなという感じはしています。

本間憲禅雄和町教育長 雄和町の本間です。

この案件につきましては、幹事会の前、そして今日、午前中も含めまして前後に話し合ってきました。その制度は、これは法に決まっているわけですが、うちの方の社会教育委員は公民館運営審議委員を兼ねておりまして、いわゆるその各種団体長も網羅いたしまして、実際、実施する団体とも関連が深かったわけですので、私共がその調整案につきまして行政規模の違い、それから行政機構の違い、また、今までの歴史的、社会的な背景も踏まえました。いかにして秋田市と調和させていくかということいろいろ話し合ってきたんですけれども、やはり住民にしてみれば、今まで顔の見える濃密な社会教育活動、生涯学習活動をやってきたのが、ここでプツリと切れるような状態で、はたしていいのかという点でいろいろもんできました。やはり一つの制度に統一するわけですから、この重大時期に。だから、その住民の声というものをもっと届くような方策はないだろうか。今度、仮称雄和地区公民館でも実施する段階で、住民そのものがお互いに検討していかなきゃいけないんじゃないかなと、こういうふうにしてきていますけれども、今、委員さんのおっしゃったように不安も隠しきれないというのが現状でございます。

伊藤 満委員 それぞれの教育長さんにお話を伺いました。大変どうもありがとうございました。それぞれお持ちの見識の一端を披瀝していただいたわけですが、河辺・雄和の教育長さん、多少の不安はあるという正直な心境を吐露したと思います。まさに合併協における、いわば編入される側の四役の一人でさえ不安をおぼえるような調整案であります。これが議長さんがおっしゃる話し合いは対等で進めていきたいと思いますという合併協の基本理念でしょうか、という疑問もありますけれども、皆さんからお話があった社会教育委員に

代わるものとして公民館がよく出てきますが、社会教育委員でない公民館の協力委員の身分というのは、それこそボランティア的なものでありまして、何ら権限はございません。しかしながら、社会教育委員は教育委員会の会議に出席して、社会教育に関して意見を述べることができる、こう法第17条にうたわれております。公民館の協力委員としての役割は、それはそれとして大事な部分でありますけれども、いかに社会教育委員が教育基本法に則った役割の中で社会教育法というのを定めて社会教育委員というものの取扱いについてこれまで歴史を重ねてきたわけでありますので、それに基づいて両町が何十年となくやってきたものについての調整方針案、秋田市の教育長さんは人口割合からして秋田市は適正だというふうにおっしゃいました。まさにそういうことで全部決められたんでは、これはたまったもんじゃないなというように今思ったわけでありますけれども、そういうことも含めて、この社会教育委員のあり方については、今一度時間をかけていただきたいというふうに思いますので、議長さんのお取り計らいを私からお願いしたいと思います。

佐竹議長 大分時間も経っております。なかなか結論出ないでしょう。一つは全体の人数の問題、ただ、私からお話申し上げたいんですけれども、これを全部足したような人数というのは、とてもこれは無理なわけです。一つは定数の問題、もう一つは、空白期の問題、一度に1月11日で今いる人が全くそれで終わりなのか、あるいはそのあとの改選期までの空白期の問題等々もあります。そういうことで、いずれこの件につきましては、再協議させていただくことでよろしゅうございますか。これ以外については採決をいたします。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

稲場みちこ委員 婦人教育指導員という立場で雄和も河辺の町も寄せていただいたことがあります。公民館というものは本当に地域の核となって機能していかないと社会教育は進んでいかないということ、もう本当に感じて3年間を終えましたけれども、私は一つ提案です。今の話を壊したりするつもりはないんですけれども、こうやって見てきますと、社会教育委員、それから社会教育指導委員、それから家庭教育相談員とか、それから生涯学習奨励員、そのほかに公民館の審議委員とかさまざま出てきます。学校教育のところでは学校評議員、学校教育懇談員というのも地域にいてくださるわけですが、そのほかに公民館のほかに女性センターや、そのほかの施設もあるわけです。私は、市町村合併というこの時期に構造改革、行政改革等をやられていくためには、やっぱり地域で主体的に自己発信できる人育て、その人を育てて幸せ実感、みどりの健康文化都市をどうやったら私たちが創っていけるんだろうという、公がしてくれるのではなく、本当に市長のお話の中にもよく出てきますが、官と民が協働、パートナーシップでやっていくまちづくりというものが必要になる、そしてそのための人づくりが必要になってくるということを思います。それとともに、やっぱり今いろいろなことが子どもの問題、それから秋田は自殺率日本一というのが何年も続いているわけですけれども、やっぱり一人一人の人間のライフステージに応じた教育とか支援のあり方とかがどうしても必要になってくると思うんです。本当

に大事なこと、そういう意味で社会教育、生涯教育は、みんな一緒のことですし、今は男女共生という視点もきちんと国でも求められているわけですし、そういう意味で、もう一度秋田市に合った保健所、赤ちゃんが生まれてから高齢者までを含めた、本当に必要な委員ってどういうものなんだろう、本当の意味の生涯学習ってどういうことなんだろうということを市民全体で検討した上で秋田市に合った新しい委員をつくっていただくのも一つの方法ではないかというふうに思います。提案です。

佐竹議長 ありがとうございます。

いずれ、非常にこれまでの歴史的経緯、あるいは制度、もののとらえ方で大分違うところはたぶんあると思います。

この件については、たぶんなかなか結論が、時間も大変、今度は会場の都合もございまして、実は会場の都合というのは物理的都合もありまして、私の議長としての一つの見解といたしますか、この件について、これ以外の件についてご質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 この件について、これ以外について採決するというのは議案の1つですので、あり得ませんので、ご認識をいただきたいと思います。この件については継続審議といたしますが、継続審議の内容といたしますか、その主題は、社会教育委員のところということでご認識の上、継続審議としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、次に移ります。

議案第59号、文化・体育振興事業の取扱いに関する件について、事務局より説明を求めます。

高橋事務局長 10ページをご覧くださいませ。

議案第59号、文化・体育振興事業の取扱いに関する件。

文化・体育振興事業の取扱いを次のとおり決定することについて協議を求める。

文化・体育振興事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の事務事業については廃止とする。

資料は5でございます。表紙をめくっていただきまして、様式1が総括表でございます。この件は29件でございます。このうち「C」廃止としたものが3件、経過措置が1件でございます。

それでは、説明してまいります。

2ページでございます。2つ目に、生涯学習芸能発表会という河辺町の事業がございます。河辺町のみ実施しているということでございます。この調整方針案でございますが、河辺町総合産業文化祭における生涯学習芸能発表会は合併時に廃止するが、公民館まつり

での発表会の継続開催を検討してまいる、でございます。

次に、このページの4番の文化振興基金事業、さらに文化振興審議会の関係でございますが、これは秋田市のみ実施ということでありましたが、合併時から秋田市の制度で統一して実施してまいる、こういう内容でございます。

次のページ、4ページ、11番でございます。文化財保護審議会の関係でございます。課題としては、委員報酬が異なるということでございますが、調整方針といたしまして、合併時に秋田市の制度（秋田市文化財保護審議会）に統一する。1期目については、両町から1委員、各1名を入れてまいると、このような調整となっております。

次に、5ページの12番、町（市）の指定文化財の取扱いの関係であります。課題が、1市2町各々の文化財保護審議会への諮問等の手続きにより「文化財」として指定しているということでございます。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する。両町の指定文化財は秋田市指定文化財とする、という重要な中身がございます。

次に、6ページをご覧ください。15番が文化財の公開活用事業でございます。課題が、文化財の公開活用状況が異なっているということでありまして、調整方針でございますが、合併時に秋田市の制度に統一する。河辺町の豊島館の公有地の管理と公開は現行どおりとする。河辺町の文化財写真集は事業を終了するが、秋田市の文化財調査事業に組み入れる。雄和町郷土資料室は現行どおりとする。雄和町ふるさとセンターは、合併後にその活用を検討する、このような調整方針でございます。

次に、16番の埋蔵文化財関連業務であります。課題にありますとおり、事業の実施状況が異なっております。調整方針案であります。合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

次に、7ページであります。18番、文化財取得基金事業であります。これは雄和町のみ実施している事業となっております。調整方針案であります。合併前に廃止する。その中身であります。条例、基金を廃止し、取り崩した基金で文化財を購入する予定であるということでございます。

次に、19番の体育指導員関係業務であります。課題にありますとおり、1市2町の現状からしまして、委員定数と報酬について状況が異なっているという整理がございます。調整方針案であります。合併時に秋田市の制度に統一する。両町ともに小学校区から各2名委嘱してまいるという調整方針案でございます。

次に、20番の社会体育施設運営維持管理業務でございます。手数料等の取扱いで協議済みとなっております。課題にありますとおり、施設の利用時間帯の使用区分や料金設定が異なる。これは調整方針案にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一してまいるということでございます。

次に、8ページ、21番でございます。各種スポーツ大会の取扱いであります。課題にありますとおり、各イベントやスポーツ大会等の統合や参加対象の見直しが必要である。調

整方針案であります、合併時に秋田市の制度に統一するが、地域で開催している特色ある行事については、地区体育協会の体制整備を視野に入れ調整を図りながら実施してまいるとしてございます。

次に、10ページをご覧ください。25番のスポーツ国際交流招へい事業であります、調整方針にありますとおり、17年7月で事業を終了する予定となっております、これが廃止であり、廃止に伴う経過措置があるということでございます。

次に、27番のスポーツ振興マスタープラン策定事業、これは秋田市が今後取り組もうと、策定に取り組もうとしているものでございます。そういう意味から、調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一するとしてございます。

11ページの最後であります。29番、国体準備運營業務でございます。記載の現況にありますとおり、各種大会、国体が開催されます。この準備、そして国体開催が当面の重要事項の一つであります、課題にありますとおり、リハーサル大会および開始式の開催方針について調整が必要であるという課題整理でございます。調整方針は、秋田市の開催方針に統一して実施してまいると、こういうことでございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、採決をいたします。議案第59号、文化・体育振興事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第59号は、原案のとおり決定されました。

次に、最後の議案です。議案第60号、その他事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 12ページ、最後のページでございます。

議案第60号、その他事業の取扱いに関する件。

その他事業の取扱いを次のとおり決定することについて協議を求める。

その他事業については、原則、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、選挙関係事業のうち、期日前投票(不在者投票含む)の管理、執行については、経過措置として河辺町岩見三内支所と雄和町大正寺支所の終了時刻を午後5時とする。また、投票事務については、河辺町および雄和町の各投票所を全て秋田市の投票所として引き継ぎ、開票所となる秋田市立体育館までの投票箱の送致時間を考慮し、投票終了時刻を午後7時とする。このほか、一部の事業については現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講ずるも

のとする、でございます。

資料は6でございます。

めくっていただきまして様式1が総括表であります。66件と多いものであります。この中では「A」区分、現行どおりとした区分が2件ございます。経過措置が3件となっております。

開いていただきまして、3ページをお願いいたします。3番の外部監査関係でございます。現況のとおり秋田市・河辺町が実施しているものであります。調整方針案が合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

4番目の新庁舎建設関係でございます。課題は、新たな秋田市のまちづくりビジョンに基づき、建設構想を再度検討する必要があるという課題がございます。調整方針案であります。新市の市町村建設計画に新庁舎建設事業を位置づけている。今後、両町の現在の庁舎の活用方法、合併後の機構、第10次秋田市総合計画で提示した高次都市機能の集積、行政のIT化、新たな秋田市のまちづくりビジョン、そして何より合併後の秋田市民の利便性の向上を踏まえつつ検討を進めていく、でございます。

次に、5ページをお願いいたします。6番の人権擁護委員活動の関係でございます。現状がございまして、課題では、委員の選任について両町からバランスのとれた人選が必要となっているという状況でございます。調整方針案であります。現に委員として在職する者は合併後もその者の住所を区域内に含む市町村の区域におかれた委員として引き続き在職する。これは法令、省令によります。合併により委員数は21人になるが、任期切れとなった委員の不補充等の措置をとり、合併から3年後に定数の19人とする。人選については秋田地方法務局と協議しながら行ってまいると、こういうことでございます。

次に、12番の文書収発事務でございます。次のページ、6ページであります。課題は、文書法規課で一括扱いにすると効率が悪い状況があるということであります。調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、当分の間、両町の役場に関するものについては、到着文書、発送文書とも現状どおり両町役場で取り扱っていくということでございます。

次に、7ページの15番、行政改革でございます。課題にありますとおり、秋田市の現行行政改革大綱は平成17年度が最終年次であり、合併後も適用されることから、両町の職員等に対し、大綱を周知し、基本的な考え方の共有を図る必要があること。また、合併後の市の状況を踏まえ、行政改革大綱の見直しについて検討する必要もあるとしてございます。調整方針案は、秋田市の行政改革大綱を適用してまいるということでございます。

次に、次のページ、17番、投開票関係事務でございます。これについては課題が、それぞれ4区分となっておりますので、それに基づいて課題と調整方針を申し述べてまいります。

(1)の期日前投票の関係でございますが、この不在者投票を含む期日前投票の記載所をどこに設けるか調整が必要。また、投票時間が異なっているということでございます。調

整方針案であります、場所は現行どおりとし、経過措置として河辺町岩見三内支所と雄和町大正寺支所の終了時刻を午後5時とするということでございます。

次に、投票事務でございます。調整方針案、特に課題がなかったのですが、調整方針案であります、現行の河辺町および雄和町の投票所を全て秋田市の投票所として引き継ぐ。また、開票所となる秋田市立体育館までの投票箱の送致時間を考慮し、投票終了時刻を午後7時とするということでございます。

次に、3番のポスター掲示場の設置数のことでございます。課題は、設置場所の取扱いであります。調整方針案であります、両町の設置数および設置場所を全て秋田市に引き継ぐということでございます。

次に、開票所の関係でございます。開票場所及び開票開始時刻の取扱いが課題でございました。調整方針案であります、1開票区とし、秋田市立体育館を開票所とする。開票は午後9時15分に開始する、でございます。

18番、選挙組織・団体の運営の関係でございます。選挙管理委員会の関係でございます。委員の身分の扱いでございました。調整方針案であります、合併施行と同時に両町の委員は失職し、秋田市の委員が引き続き在任するという調整方針案でございます。

次に、19番の監査委員の関係でございます。課題にありますとおり、身分の取扱いについてが課題でありました。調整方針案であります、河辺・雄和両町の法人格は消滅するため、両町の監査委員は失職となる。なお、両町の監査委員は秋田市の監査委員に事務引き継ぎをしなければならないという整理でございます。

次に11ページをお願いいたします。22番の決算審査等の関係でございます。1つ目の決算審査の関係でございます。今回の合併に伴いまして両町分は打ち切り決算となります。この審査についてが課題でございます。調整方針案であります、両町長が決算したものを秋田市の監査委員が審査を行い、その意見書を秋田市長に提出するものとするとしてございます。

次に、12ページでございます。24番の過疎・辺地計画の関係でございます。課題にありますとおり、河辺町のみ過疎地域に該当してございます。2つ目が、新市全域における辺地の該当可能性を確認する必要があるだろうという整理でございます。調整方針案であります、1の部分は河辺地域における現行の過疎計画は新市が引き継ぐ。2つ目は、河辺地域における次期過疎計画の策定にあたっては、1市2町間で相互調整の上、合併後新市において決定する。3番目として、合併にあたり、新市全域において辺地の該当の有無を調査する、でございます。

次に26番、総合計画の策定の関係でございます。課題は、1つ目は策定の手法、策定の時期がそれぞれ異なっていることとあります。これは、策定の手法は秋田市の制度を適用する。なお、合併後の仮称第11次秋田市総合計画の策定に際しては、新市域の各界・各層の住民からなる市政懇談会を新たに組織するとともに、新市域の住民を対象とした市民意

向調査を行う、こういうことでございます。進行管理については、合併時に秋田市の制度に統一するという調整方針案でございます。

次に、13ページの30番でございます。地域総合整備資金貸付の関係でございます。課題にありますとおり、貸付要綱等に定めている貸付対象事業が秋田市と河辺町では異なっている。また、申請案件を審査する基準については、秋田市のみが設けている。こうしたことから、調整方針案であります。合併時に秋田市の制度に統一する。なお、河辺町の貸付対象者に関する事項については新市においてこれを引き継いでまいると、こういうことでございます。

次に、31番の空港周辺地域の振興であります。これは雄和町のみ実施しているものがありますが、調整方針案にありますとおり、秋田空港開港時に県と締結した覚書を新市が引き継ぐということでございます。

次に1ページ飛びまして、15ページをお願いいたします。37番、財政関係事務でございます。これは日程、手順等が異なっているという課題がございます。調整方針案にありますとおり、合併時に秋田市の制度事務に統合する、でございます。

次の契約関係事務でございます。38番。これが課題が、手順、基準等が異なる。調整方針案は、37番財政関係事務と同様でございます。

次に39番の法定外公共用財産の管理の問題であります。課題にありますとおり、両町とも管理条例が未制定の状況であるということでもあります。調整方針案にありますとおり、合併後に秋田市の制度に統一する。窓口を秋田市に置くという整理でございます。

次に40番の地籍調査でございます。課題は、秋田市は未実施。河辺・雄和町は実施中ということでございます。調整方針案にありますとおり、現計画に基づき財政状況を勘案しながら継続実施するという調整でございます。

次に、16ページをご覧ください。42番の会計関係事務でございます。課題は特にございません。調整方針案のとおり、合併時に秋田市の制度に統一して執行するということでございます。

次に、19ページをお願いいたします。47番管財関係事務でございます。(1)の公共施設等の賃貸借契約及び契約先について、(2)公有財産管理の事務でございます。特にここについてご説明したいと思います。

(1)については、課題は、使用料算定に際し、料率に差異があることであります。調整方針案は、合併時に秋田市の制度に統一すること。

2つ目が、課題として普通財産の貸付料算定に際して、料率に差異があるということでございます。調整方針案にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、両町の合併以前の貸付契約については順次見直しを図ってまいり、このような調整でございます。

次に、20ページをご覧ください。48番、不動産評価審査委員会でございます。これ

は調整方針にありますとおり秋田市のみの実施でございますが、合併時に秋田市の制度に統一するというところでございます。

次に、21ページの50番、工事検査の関係でございます。課題にありますとおり、秋田市のみ専門検査員制度を設けてございます。調整方針案のとおり、合併時に秋田市の制度に統一する、秋田市の制度で運用してまいるということでございます。

次に、22ページ、52番、議員の互助・共済関係でございます。課題といたしましては、両町議員の現行団体からの退会事務が必要になる。これに対する調整方針案であります。合併時に秋田市の制度に統一することになるが、一部町村議会議員共済会の事務を引き継ぐという調整でございます。

議会関係については説明を省略させていただきます。

ずっと飛びまして32ページまでお願いいたします。32ページは64番、各種委員の報酬・費用弁償等(その1)・(その2)・(その3)と整理してございますが、課題にありますとおり、両町独自の委員に対する報酬等をどうするかということでございます。調整方針案は、原則として合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、両町独自の委員を継続する必要がある場合は、現行の報酬額を基本とする。なお、各事務事業の調整協議を踏まえ、所要の措置を今後講じてまいるという調整方針案でございます。

次に、35ページ、一番最後の66番は病院事業、これは秋田市のみが病院事業を持っております。調整方針案のとおり、合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

説明は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ないようでございますので、ただいまから採決をいたします。議案第60号、その他事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第60号は、原案のとおり決定されました。

次に、その他でございます。大変申し訳ございません。ここがですね、5時15分でここを出てくれと、大変申し訳ないです。

早速それでは、本日本日の議案の協議は終了いたしましたので、次に、地域審議会の設置に関する中間報告をお願いいたします。事務局。

藤本六男企画調整専門部会長 時間もございませんので、概略を説明申し上げます。

中間報告は資料の7ページでございますが、初めに、これまでの検討の主な経過についてご説明を申し上げます。

2月23日の合併協議会におきまして、企画調整専門部会で設置の是非を含めて検討する旨を説明し、了承を得たところでございます。2月25日に第1回の専門部会を開催いたしまして、以来、4月13日まで5回開催しております。1回目は、設置の是非について確認をいたしまして、設置を前提として検討を進めることとしております。2回、3回と続きまして、4回目の専門部会は4月7日に開催いたしました。ここでは、それぞれの議会との調整、それから幹事会、協議会の日程上から、専門部会レベルでの取りまとめ案を作成する方針を決めたところでございます。その後、4月7日の幹事会に検討状況を報告いたしております。4月13日、第5回目の専門部会では、専門部会レベルの案を作成をいたしたところでございます。その内容について4月15日、幹事会にこの案を説明をしたところでございます。

その案が資料7にございます地域審議会の設置に関する中間報告の内容でございます。全体で11条と附則で構成されております。

第1条は設置について、合併特例法の規定に基づく設置についてを規定をしております。

第2条でございますが、名称および所管区域ということで、河辺地域、雄和地域の両地域にこの地域審議会を置くということで規定をしております。

第3条につきましては、設置期間について規定をしております。平成23年3月31日までの概ね6年間とするということで、ただし書きとして設置期間内の適当な時期にそのあり方を検討するものとするという規定をしております。

第4条は所掌事務について規定をしております。第1項については、市長の諮問に対する受動的な規定。第2項につきましては、審議会自ら意見を述べるという能動的な規定をしております。第1項でございますが、これは市長の諮問に関わる審議、意見でございます。第6項までございます。第2項は先ほど、審議会が自ら意見を述べるということで、第1項から次のページ、2ページでございますが、第4項までございます。第3項につきましては、これは市長が適切な措置を講ずるという規定でございます。意見があった場合は必要に応じて、必要があると認めるときは適切な措置を講ずるものとするという規定でありまして、これは改正合併特例法のいいとこ取りといいますが、形骸化を防ぐための措置として規定したものでございます。

第5条は委員の定数、選任方法および構成について規定をしております。第1項では20人以内とする規定をしております。第2項では、選任する方の範囲を規定しております。両町の区域の振興を担当する部局の長の推薦に基づいて市長が選任するという規定でございます。区分としては第1号から第4号までの範囲の方ということにしております。

第6条については委員の任期および失職について規定をしております。第1項で委員の任期は2年とするということでございます。欠員が生じた場合は残任期間という規定でござ

ざいます。2項は、再任は妨げない。3項については、所管区域に住所がない場合は、その職を失うという規定をしております。

第7条については会長および副会長について規定をしているところでございます。

それから第8条、会議でございますが、会議の招集方法等について規定をしております。この開催回数ですが、第2項には毎年度4回、定例の会議を招集するという規定でございます。第3項でございますが、定例の会議のほかに委員の4分の1以上の方から自ら審議を求める事項があるという場合は、そういう要請があった場合は会議を招集しなければならないという規定でございます。その他、4項から8項はその他の規定をしております。

第9条でございますが、委員の報酬および費用弁償についてでございます。この件につきましては、秋田市の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例というのがございまして、この例による日額旅費であるというふうな規定でございます。

それから第10条の庶務でございますが、この地域審議会の庶務は、合併前の河辺町と雄和町の区域の振興を担当する部局において処理するという規定でございまして、地域振興を全町的かつ横断的に所管、調整をする部局が担当するという規定をしております。

第11条は委任規定でございます。

あと、附則は17年1月11日から施行するというものでございます。

時間の関係上、大変失礼でございますが、以上でございます。

4ページには関係法令を記載してございます。

佐竹議長 大変時間もないわけでございますけれども、中間報告ということでございます。これに基づきまして、また、十分にお持ち帰りになってまたご審議をいただきたいと思いますが、特にお話したいことがあれば、はい、どうぞ。

藤原 貢委員 議案でないので、中間報告なのでですね、私から二、三、この専門部会における補足的な説明をお伺いしたいと思うわけでございます。

先行事例を見ても地域審議会の形骸化ということが、もうどんどん言われてきておるわけでございますが、この地域審議会には非常にこれに対して真剣に取り組んでいくつもりでございますけれども、この形骸化というような、形骸化対策ということについて部会の中でどのような話し合いをされたのか。当然それから建設計画の5章、6章におけるまちづくりの基本方針、あるいは基本計画等々の中身が、このあと、この地域審議会にどのように取り入れられていくものか、河辺市民センター、雄和市民センターのそういう構想があるけれども、こういう一つのセンター機能がどのようにこの地域審議会をサポートしていくものか、そこら辺について、時間もないようですので、このあとのときに議案としてはまた聞きますけれども、ひとつお願いします。

佐竹議長 事務局。

藤本六男企画調整専門部会長 形骸化防止のためにどういう措置を講じたかという、そういうご質問だと思います。

この、先ほどの中間報告の第3条、これは概ね6年として設置期間内に適当な時期にあり方を検討するという規定がございます。これは、このように社会経済環境、それから行政を取り巻く諸情勢が急変している中で、今後ともこういう事態が予測されるのではないかとということで、こうした状況変化に適切に対応するため、ローリングをしていくと、そういうことで規定をしております。

それから第4条でございますが、先ほども申し上げましたが、第1項は市長から諮問される事項についての審議、意見の具申でございます。第2項は、そういうものではなくて、地域が自ら必要と考えたものについて審議をし、これを意見を述べるということができるという能動的な規定をしております。これもやはり形骸化の防止の措置の一つでございます。

それから、第4条の第3項でございますが、ここには先ほどちょっと省略いたしましたのが、地域審議会から意見が述べられた場合には、市長はその意見を勸案して、必要があると認めるときは適切な措置を講ずるものとするという規定がございます。これは現在、国会で審議されております改正合併特例法の地域自治区というのがありますが、その規定を取り込んで形骸化を阻止する、そして内容を充実するためにこういう規定を設けたものでございます。

それから、第8条の会議の中に開催の回数は4回としております。それから、そのほか第3項には委員が開催請求をして、これを開催することができるという規定を盛り込んでおります。これも形骸化を阻止するための一つの手法でございます。

それから第10条の庶務でございますが、先ほど申し上げましたとおり、地域振興を全庁横断的に所管調整していく部局がこれを担当するというので、これも形骸化の一つの防止策であるというふうに考えております。

あと、センターとの機能との関係でございますが、そういう話題も出ましたが、これはセンターは一つの行政組織にある一つの機構でございますが、この地域審議会とは直接的には結びつかないということで、これは別の問題であるというふうにとらえております。藤原 貢委員 私が質問したのは、そういう内容でなく、それは形骸化、どこの先行事例を見てもそういうのは当然、地域審議会としてはやらなければだめなことなんですけれども、ただ、地域審議会を設置すれば地域のバランスが保たれるか、あるいは住民代表機能が保たれるかというようなことは、私いつも言っているけれども、その基盤となるものは、いかなればコミュニティの活性化という大きな住民自治に基づいたものがなければ形骸化というようなことは、どういう内容でやっても解消できないから私今聞いているんだけれども、そういうことは私方も十二分に承知しておりますので、そういった面を部会の中で何も話し合わなかったかというようなこと。例えばこれまで行政依存型の住民が、今度は自立していくというようなものをどのようにしていくか、あるいは審議会を中心とした民主的な一つの行政システムをどのようにして持っていくのか、そういったものを話し合わ

れたかどうかを私はお聞きしているので、今言ったこと、私の質問にはあまり答えてないようですので。時間がなければ、このあと議案とした出た場合に私、質問します。

佐竹議長 私から最後にひとつちょっと包括的なお話をしたいと思います。

いずれこの地域審議会の機能というのは2つあるんじゃないかと思います。縷々個別の事務事業について、これまで協議調整を図って、調整方針を出して一定のルールで決まりました。それはそれとして、ただ、やはり合併時に、あるいは合併から相当なある程度の期間、いろんな予期し得ない問題、当然これ地域で出てくるのではなからうかと。この場合、秋田市に対する編入合併ということで、人口規模からして秋田市側はそう大きな問題は出てこないでしょうけれども、両町からの地域からはいろんなものが出る。そういう問題を、やはり市全体の場に、包括しながら課題を整理してつないで、つないでというのは変な話ですけれども、そういうものをその地域審議会で十分その地域の実態を見聞き、その地域審議会の方が、メンバーがその地域が一番よくわかると思います。そういうものをひとつ出していただきながら、最終の目標は、やはり地域が分割されることじゃなくて、一方ではやはり速やかに一体化すべきものであると思います、合併というのは。地域の特色は残しつつね。そういうことで、そのつなぎ役が一つと。

もう一つは、やはり地域住民に対して秋田市、新秋田市全体としての力が発揮できるような形で、また、地域審議会の皆さんには、その地域のいろいろなことについてリーダーシップをとっていただかなければならない。そういう中で、これは単なる地域審議会という会議、審議組織、一応このルール上は審議組織ですけれども、やはりそういう活動ができ得る一定の規約に、この協議の中には書いてないんですけれども、それとはまた別にこれは、むしろ私の方の市の行政、今度は新しくなってからの行政マターでしょうけれども、そういう仕組み、あるいは場合によってはそういう活性化させるための一定の財源的裏付け、こういうものを包括した上で地域審議会というものを有効に機能していくというのは、一番私はよろしいのではないのかなという感じがいたします。ですから、単なる会議ではなくて、具体的にやはりいろいろ地域の方々が入って、いろんなことを調整していただいたり、また、その中から意見を酌んでいただくと、そういう場所の設定、あるいはそういう仕組み、そういったための一定の財源の裏付け等々を全部包括した上で最終的にこれが機能するのかなと、そんな感じがいたしておりますけれども。

竹下博英委員 議会の立場といたしましては、先ほど河辺の議長さんがおっしゃったように、うちの方の議会も時間をかけていろいろ勉強会、あるいは視察等をして勉強してきたわけですけれども、まだ意見集約ができるところまでいっておらなかった関係上、今少し時間をくださいというふうに幹事会を通して申し上げてきたわけですが、今、会長がおっしゃること十分理解できますけれども、ここで中間報告とは言いながらも地域審議会に関する件が出されたわけですけれども、このあとのことなんです、一つは私共は私共なりに様々な意見や、あるいはこれから集約されればいろんな意見を出していこうと思います

が、その場合に、この議論はどこのテーブルでなされていくのかということがまず第1点です。

それから、今日出されたのはあくまでも叩き台というか、原案の中の原案というように私は認識しておりますので、今後、様々な要望あるいは意見というものが出してきたときに、当然柔軟に対応してくれるものと認識しておりますが、そういう認識でよろしいのでしょうか。

この2つの点について私はお伺いしておきたいと思います。

佐竹議長 これはやはりですね、私が先ほど言ったとおり、お話ししましたけれども、やはりこの種のものは、志を高く持っていくべきであろうと思います。昨日、実はある地域の今、在任特例が適用なって大騒ぎをしているところの、その何ていいますかリーダーとお話を申し上げましたけれども、やはり皆さん方は、委員のそれぞれ大変高い見識のもとに在任特例ではない方式もとったわけでございます。そういうことで、やはりこの地域審議会というものは、あくまでもその地域のものをあまり固めるためのとなりますと、合併の意識、やはり一体化をどう早くするかということがやっぱり一番の理想だと思います。そうでないと、あくまでもいつまでも河辺地域だ、雄和地域だと言っておりますと、ただ、当然、当面の間、一体化するということについてはなかなか難しい問題あると。それを良い方向に持っていくというのが地域審議会であろうと思いますので、いろいろご意見は出していただいて、またこのあとそれぞれの持ち帰って議論をしていただきながらやっていただきたいんですけれども、1つだけ私言いたいのは、あくまでもその地域をどこまでもその地域となりますと、これはむしろ必ず弊害が起きてくると。むしろ一体化することによって力も出ることもあるでしょうし、その特色を残した形でやることによって、その地域が栄えることもあるでしょうから、やっぱりいろいろあると思います。ですから、この地域審議会は、あまりその地域の代弁者だけではなくて、やはり、むしろその地域のリーダーというふうにとらえていただきたいなという感じを私はするんですけれどもね、そのための仕組みづくりは十分しなければならないのかなという感じがいたします。

高橋事務局長 ただいまの委員の意見について、この中間報告の今後の取扱いについて私からご説明してまいります。

この中間報告等への意見につきましては、議案調整の場としての幹事会での協議となるものでございます。いずれ専門部会からは一定の正案が出されて、現在、幹事会がこれを預かっているという意味で中間報告を申し上げました。したがって、後段、柔軟に対応するかどうかということについても幹事会でその検討、対応を協議してまいりたいと考えております。いずれ事務局といたしましては、十分議論をいたしまして、次回協議会では正案を提案してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

佐竹議長 大変時間もございません。大変申し訳ございません。時間がきてしましまして、一応この件についてはこれまでとさせていただきますけれども、いずれこのあとよろしく

お願いいたします。

その他ございますか。事務局。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 特にないようでございますので、大変今日は長引きまして申し訳ございません。そういうことで、今日の協議会は終了をさせていただきます。引き続き、よろしく願いを申し上げます。

高橋事務局参事 以上をもちまして、本日の協議会を終了いたします。

なお、次回の協議会は、来月17日、午後2時からこの場所で行います。

委員の皆様、本日は大変長い間お疲れさまでした。

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

委員

委員